

第二十二回国会
衆議院

法務委員会議録 第十二号

昭和三十年五月二十八日(土曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事 古島 義英君 理事 山本 榮吉君

理事 三田村武夫君 理事 馬場 元治君

理事 福井 盛太君 理事 古屋 貞雄君

理事 田中幾三郎君

推名 隆君 高木 松吉君

高橋 禎一君 生田 宏一君

横川 重次君 細追 兼光君

細田 綱吉君

出席國務大臣

法務大臣 花村 四郎君

國務大臣 大藤 唯男君

出席府委員

警察庁長官 斎藤 昇君

警視長(警察 庁刑事部長) 中川 董治君

検事(民事局長) 村上 朝一君

検事(刑事局長) 井本 台吉君

法務事務官(入 権擁護局長) 戸田 正直君

委員外の出席者

日本国有鉄道参事 (総裁室法務課長) 鶴沢 勝義君

日本国有鉄道理 事(營業局長) 唐沢 勲君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

五月二十五日

委員松岡松平君辭任につき、その補 欠として芦田均君が議長の指名で委 員に選任された。

五月二十七日

委員芦田均君及び吉田賢一君辭任に つきその補欠として松永東君及び岡 良一君が議長の指名で委員に選任さ れた。

五月二十七日

下級裁判所の設立及び管轄区域に關 する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第九五号)(予)

同月二十四日

福島家庭裁判所庁舎建設促進に關す る請願(鈴木周次郎君紹介)(第九六 三号)

同(栗山博君紹介)(第九六四号)

同月二十七日

陽果町に簡易裁判所設置の請願(石 田博英君紹介)(第一〇三六号)

戦争受刑者の早期釈放に關する請願 (平田ヒデ君紹介)(第一二二四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に關 する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第九五号)(予)

法務行政に關する件

檢察行政に關する件

人権擁護に關する件

○世耕委員長 これより法務委員会を 開会いたします。

まず本日は、当委員会に昨日予備付 託となりました下級裁判所の設立及び 管轄区域に關する法律の一部を改正す る法律案を議題といたし、政府より本 案の提案理由の説明を聴取いたしま す。花村法務大臣。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のよ うに改正する。

別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

神奈川中野簡易裁判所	津久井簡易裁判所
越ヶ谷簡易裁判所	越谷簡易裁判所
茨城太田簡易裁判所	常陸太田簡易裁判所
谷村簡易裁判所	都留簡易裁判所
岡山簡易裁判所	京北簡易裁判所
滋賀八幡簡易裁判所	近江八幡簡易裁判所
周参見簡易裁判所	すさみ簡易裁判所
宇治山田簡易裁判所	伊勢簡易裁判所
木本簡易裁判所	熊野簡易裁判所
石川飯田簡易裁判所	珠洲簡易裁判所

泊簡易裁判所	朝日簡易裁判所
八重簡易裁判所	千代田簡易裁判所
山口大田簡易裁判所	美東簡易裁判所
伊佐簡易裁判所	美禰簡易裁判所
生雲簡易裁判所	阿東簡易裁判所
山口深川簡易裁判所	長門簡易裁判所
浦富簡易裁判所	岩美簡易裁判所
東郷簡易裁判所	宗像簡易裁判所
長崎瀬戸簡易裁判所	大瀬戸簡易裁判所
武生水簡易裁判所	沓岐簡易裁判所
玉津簡易裁判所	豊後高田簡易裁判所
浜町簡易裁判所	矢部簡易裁判所
岩川簡易裁判所	大隅簡易裁判所

揖宿簡易裁判所	指南簡易裁判所
妻簡易裁判所	西都簡易裁判所
若松簡易裁判所	会津若松簡易裁判所
楯岡簡易裁判所	村山簡易裁判所
船川港簡易裁判所	男鹿簡易裁判所
平井簡易裁判所	三木簡易裁判所
三本松簡易裁判所	大内簡易裁判所
滝宮簡易裁判所	綾南簡易裁判所
瀬崎簡易裁判所	土庄簡易裁判所
愛媛三島簡易裁判所	伊予三島簡易裁判所

別表第四表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

東京都八丈島大賀郷村	東京都八丈支庁管内八丈町
東京都大島元村	東京都大島支庁管内大島町
東京都大島新島本村	東京都大島支庁管内新島本村
神奈川県高座郡相模原町	相模原市
神奈川県津久井郡中野町	神奈川県津久井郡津久井町
神奈川県三浦郡三崎町	三浦市
神奈川県愛甲郡厚木町	厚木市
埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町	埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町
埼玉県児玉郡本庄町	本庄市
千葉県印旛郡佐倉町	佐倉市
千葉県山武郡東金町	東金市
千葉県匝瑳郡八日市場町	八日市場市
茨城県久慈郡太田町	常陸太田市
茨城県稲敷郡龍ヶ崎町	龍ヶ崎市
茨城県真壁郡下妻町	下妻市

茨城県真壁郡下館町	下館市
栃木県上都賀郡今市町	今市市
栃木県芳賀郡真岡町	真岡市
栃木県那須郡大田原町	大田原市
栃木県下都賀郡小山町	小山市
群馬県邑楽郡館林町	館林市
群馬県利根郡沼田町	沼田市
群馬県多野郡藤岡町	藤岡市
群馬県甘楽郡富岡町	富岡市
静岡県小笠原郡掛川町	掛川市
山梨県北巨摩郡韮崎町	韮崎市
山梨県中巨摩郡小笠原町	山梨県中巨摩郡韮崎町
山梨県東山梨郡日下部町	山梨市
山梨県南都留郡谷村町	都留市
山梨県北都留郡大月町	大月市
長野県下水内郡飯山市	飯山市
長野県埴科郡屋代町	長野県埴科郡埴科屋代町
長野県北佐久郡岩村田町	長野県北佐久郡浅間町
長野県北安曇郡大町	大町市
長野県上伊那郡伊那町	伊那市
新潟県岩船郡村上町	村上市
新潟県北魚沼郡小千谷町	小千谷市
新潟県中魚沼郡十日町	十日町市
新潟県中頸城郡直江津町	直江津市
新潟県西頸城郡糸魚川町	糸魚川市
京都府南桑田郡亀岡町	亀岡市

京都府北桑田郡周山町	京都府北桑田郡京北町
京都府与謝郡宮津町	宮津市
兵庫縣武庫郡良元村	宝塚市
滋賀縣神崎郡八日市町	八日市市
滋賀縣蒲生郡八幡町	近江八幡市
和歌山縣伊都郡橋本町	橋本市
和歌山縣西牟婁郡周參見町	和歌山縣西牟婁郡すさみ町
和歌山縣日高郡御坊町	御坊市
愛知縣丹羽郡犬山町	犬山市
三重縣鈴鹿郡龜山町	龜山市
宇治山田市	伊勢市
三重縣志摩郡鳥羽町	鳥羽市
三重縣南牟婁郡木本町	熊野市
三重縣北牟婁郡尾鷲町	尾鷲市
福井縣大野郡大野町	大野市
石川縣鳳至郡輪島町	輪島市
石川縣珠洲郡飯田町	珠洲市
富山縣下新川郡泊町	富山縣下新川郡朝日町
富山縣東礪波郡礪波町	礪波市
広島縣山縣郡八重町	広島縣山縣郡千代田町
広島縣佐伯郡大竹町	大竹市
広島縣双三郡三次町	三次市
広島縣比婆郡庄原町	庄原市
山口縣美禰郡大田町	山口縣美禰郡美東町
山口縣美禰郡伊佐町	美禰市
山口縣阿武郡生雲村	山口縣阿武郡阿東町

山口縣大津郡深川町	長門市
山口縣玖珂郡柳井町	柳井市
山口縣厚狹郡船木町	山口縣厚狹郡桶町
岡山縣上房郡高梁町	高梁市
岡山縣阿哲郡新見町	新見市
鳥取縣岩美郡浦富町	鳥取縣岩美郡岩美町
島根縣大原郡木次町	島根縣大原郡雲南木次町
福岡縣宗像郡東郷町	福岡縣宗像郡宗像町
福岡縣朝倉郡甘木町	甘木市
入幡市折尾町	入幡市
福岡縣八女郡福島町	八女市
福岡縣京都郡行橋町	行橋市
佐賀縣三養基郡鳥栖町	鳥栖市
佐賀縣杵島郡武雄町	武雄市
佐賀縣藤津郡鹿島町	鹿島市
佐賀縣西松浦郡伊万里町	伊万里市
長崎縣西彼杵郡瀬戸町	長崎縣西彼杵郡大瀬戸町
長崎縣北松浦郡平戸町	平戸市
長崎縣杵岐郡武生水町	長崎縣杵岐郡郷ノ浦町
長崎縣南松浦郡福江町	福江市
大分縣速見郡杵築町	杵築市
大分縣西国東郡高田町	豊後高田市
大分縣直入郡竹田町	竹田市
熊本縣玉名郡玉名町	玉名市
熊本縣鹿本郡山鹿町	山鹿市
熊本縣阿蘇郡宮地町	熊本縣阿蘇郡一の宮町

熊本県上益城郡浜町	熊本県上益城郡矢部町
熊本県天草郡本渡町	本渡市
熊本県天草郡牛深町	牛深市
鹿児島県伊佐郡大口町	大口市
鹿児島県薩摩郡岩川町	鹿児島県薩摩郡大隅町
鹿児島県川辺郡加世田町	加世田市
鹿児島県姶良郡指宿町	指宿市
鹿児島県出水郡出水町	出水市
宮崎県湯原郡妻町	宮崎県湯原郡西都町
福島県岩瀬郡須賀川町	須賀川市
若松市(福島県)	会津若松市
福島県耶麻郡喜多方町	喜多方市
福島県相馬郡中村町	相馬市
山形県北村山郡橋岡町	村山市
山形県西村山郡寒河江町	寒河江市
山形県西置賜郡長井町	長井市
岩手県稗貫郡花巻町	花巻市
岩手県九戸郡久慈町	久慈市
岩手県上閉伊郡遠野町	遠野市
岩手県胆沢郡水沢町	水沢市
秋田県南秋田郡船川港町	男鹿市
秋田県由利郡本莊町	本莊市
秋田県雄勝郡湯沢町	湯沢市
秋田県仙北郡大曲町	大曲市
青森県北津軽郡五所川原町	五所川原市
青森県上北郡三本木町	三本木市

北海道土川郡士別町	士別市
北海道紋別郡紋別町	紋別市
香川県木田郡平井町	香川県木田郡三木町
香川県大川郡三本松町	香川県大川郡大内町
香川県綾歌郡滝宮村	香川県綾歌郡綾南町
香川県小豆郡瀬崎村	香川県小豆郡土庄町
香川県仲多度郡善通寺町	善通寺市
香川県三豊郡観音寺町	観音寺市
高知県高岡郡須崎町	須崎市
高知県安芸郡安芸町	安芸市
高知県幡豆郡中村町	中村市
高知県幡豆郡宿毛町	宿毛市
愛媛県喜多郡大洲町	大洲市
愛媛県宇摩郡三島町	伊予三島市
別表第五表八丈島簡易裁判所の管轄区域の欄中「八丈島」を「八丈支庁の所管区域」に改め、同表伊豆大島簡易裁判所の項及び新島簡易裁判所の項を次のように改める。	
伊豆大島	東京都の内 大島支庁の所管区域の内 大島町 利島村
新島	東京都の内 三宅支庁の所管区域 大島支庁の所管区域の内 新島本村 神津島村
同表立川簡易裁判所の項を次のように改める。	
立川	東京都の内 立川市 府中市 昭島市 調布市 北多摩郡の内 砂川町 村山町 大和町 国立町 国分寺町 狛江町
同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「清瀬村」を「清瀬町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区	

域の欄中「小曾木村 成木村 吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村」を「奥多摩町」に改め、同表五日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「多西村 東秋留村」を「秋多町」に改め、「増戸村」、「戸倉村 小宮村」及び「西秋留村」を削り、同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「高座郡の内」を「相模原市」に改め、「相模原町」を削り、同表神奈川県中野簡易裁判所の名称の欄中「神奈川中野」を「津久井」に改め、同表横須賀簡易裁判所の項及び三崎簡易裁判所の項を次のように改める。

横須賀	神奈川県の内 横須賀市 逗子市 三浦郡
三崎	神奈川県の内 三浦市

同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府町」及び「旭村」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田原市」を「小田原市 秦野市」に改め、「秦野町 東秦野村 北秦野村」及び「南秦野町」を削り、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛甲郡」を「厚木市 愛甲郡」に改め、「太田村」、「成瀬村 高部屋村 比々多村」及び「大山町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和田町」を「新座町」に改め、「土合村」、「大久保村」、「内間木村」及び「片山村」を削り、同表大宮簡易裁判所の項、久喜簡易裁判所の項、越ヶ谷簡易裁判所の項及び川越簡易裁判所の項を次のように改める。

大宮	埼玉県の内 大宮市 岩槻市 鴻巣市 北足立郡の内 上尾町 伊奈村 北本宿村 吹上町 桶川町 南埼玉郡の内 蓮田町
久喜	埼玉県の内 加須市 南埼玉郡の内 久喜町 草薢町 白岡町 須賀村 北葛飾郡の内 幸手町 栗橋町 静村 豊田村 鷺宮町 北埼玉郡の内 駒西町 大越村 北川辺村 大利根村
越谷	埼玉県の内 春日部市 南埼玉郡の内 越谷町 潮止村 八幡村 八条村 川柳村 百間村 北葛飾郡の内

同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「高麗川村 高麗村」を「日高町」に改め、「水富村」、「梅園村」及び「川角村 入西村 大家村」を削り、同表熊谷簡易裁判所の項、小川簡易裁判所の項及び本庄簡易裁判所の項を次のように改める。

川越	埼玉県の内 川越市 所沢市 狭山市 入間郡の内 坂戸町 大井村 鶴瀬村 南畑村 福岡村 鶴ヶ島村 豊岡町 三芳村 西武町 金子村 藤沢村 宮寺村 元狭山村 比企郡の内 川島村
熊谷	埼玉県の内 熊谷市 行田市 羽生市 大里郡の内 江南村 大里村 妻沼町 川本村 北埼玉郡の内 南河原村 星宮村 太井村 下忍村 太田村 川里村 千代田村
小川	埼玉県の内 東松山市 比企郡の内 小川町 七郷村 都幾川村 玉川村 菅谷村 滑川村 吉見村 秩父郡の内 槻川村 大河原村 大里郡の内 寄居町 花園村
本庄	埼玉県の内 本庄市 深谷市 児玉郡 大里郡の内 岡部村 豊里村

同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「尾田村 原谷村」、「蘆ヶ久保村」、「国神村 日野沢村 金沢村」、「久那村」及び「長若村」を削り、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「千葉市」を「千葉市 習志野市」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「印旛郡」を「佐倉市 成田市 印

藤郡に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田市」を「野田市 柏市」に、「土村 風早村 田中村」を「沼南村」に改め、「柏町 小金町」及び「富勢村 手賀村」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「行徳町」を削り、同表銚子簡易裁判所の管轄区域の欄中「銚子市」を「銚子市 旭市」に改め、同表東金簡易裁判所の項を次のように改める。

東金	千葉県の内 東金市 山武郡の内 大網白里町 九十九里町 土気町 成東町 松尾町 山武町 緑海村 蓮沼村
----	---

同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「匝瑳郡」を「八日市場市 匝瑳郡」に改め、「常磐村 中村 久賀村」、「豊岡村 上塚村」及び「大総村」を削り、同表佐原簡易裁判所の管轄区域の欄中「滑河町」を「下総町」に、「府馬町 山倉村 八都村 良文村」を「山田町」に改め、「津宮村」、「瑞穂村 小御門村 高岡村」、「大倉村 新島村」及び「豊里村」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

水戸	茨城県の内 水戸市 那珂湊市 勝田市 東茨城郡 那珂郡の内 那珂町 東海村 国田村 瓜連町
----	--

同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「日立市」を「日立市 高萩市」に改め、同表茨城太田簡易裁判所の項、大子簡易裁判所の項、土浦簡易裁判所の項、石岡簡易裁判所の項、龍ヶ崎簡易裁判所の項、取手簡易裁判所の項、麻生簡易裁判所の項、鉾田簡易裁判所の項、下妻簡易裁判所の項及び下館簡易裁判所の項を次のように改める。

常陸太田	茨城県の内 常陸太田市 久慈郡の内 郡戸村 久米村 金郷村 金砂村 天下野村 高倉村 水府村 賀美村 小里村 那珂郡の内 大宮町 塩田村 山方町 檜沢村 小瀬村 長倉村 八里村 隆郷村
大子	茨城県の内 久慈郡の内 大子町

土浦	石岡	龍ヶ崎	取手	麻生	鉾田	下妻
茨城県の内 土浦市 新治郡の内 出島村 藤沢村 斗利出村 栄村 九重村 栗原村 山ノ荘村 稲敷郡の内 舟島村 阿見町 美浦村 筑波郡の内 谷田部町 伊奈村 板橋村 谷和原村 豊里町 筑波町 作岡村 菅間村 大穂町	茨城県の内 石岡市 新治郡の内 八郷町 玉里村 千代田村	茨城県の内 龍ヶ崎市 稲敷郡の内 生板村 長竿村 源清田村 新利根村 牛久町 妻崎村 江戸崎町 大須賀村 東村 阿波村 桜川村 金江津村	茨城県の内 北相馬郡の内 取手町 藤代町 守谷町 利根町	茨城県の内 行方郡 鹿島郡の内 鹿島町 大野村 神栖村 若松村 波崎町	茨城県の内 鹿島郡の内 鉾田町 旭村 大洋村	茨城県の内 下妻市 水海道市 結城郡 筑波郡の内 吉沼村 北相馬郡の内 内守谷村 菅生村

下館 茨城県の内
下館市 結城市 真壁郡

同表宇都宮簡易裁判所の項及び栃木今市簡易裁判所の項を次のように改める。

宇都宮 栃木県の内
宇都宮市 鹿沼市 河内郡
上野原郡の内
南押原村 南摩村

栃木今市 栃木県の内
今市市 日光市
塩谷郡の内
栗山村 藤原町 三依村

同表真岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「芳賀郡」を「真岡市 芳賀郡」に改め、同表大田原簡易裁判所の項を次のように改める。

大田原 栃木県の内
大田原市
那須郡の内
佐久山町 西那須野町 黒羽町 湯津上村 那須町 黒磯町
塩谷郡の内
塩原町 箒根村

同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥村」、「片岡村」、「熱田村」及び「那須郡の内」を削り、同表烏山簡易裁判所の項を次のように改める。

烏山 栃木県の内
那須郡の内
烏山町 馬頭町 南那須村 小川町

同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「清洲村 永野村 粕尾村」、「大宮村」、「稲葉村」、「都屋村」及び「赤麻村 三鴨村」を削り、「皆川村 吹上村 寺尾村 赤津村 家中村を都賀村」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「下都賀郡の内」を「小山町」に改め、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「前橋市」を「前橋市 渋川市」に改め、「上川淵村 下川淵村」、「南橋村」、「芳賀村 桂宮村」及び「群馬郡の内」を削り、同表高崎簡易裁判所の項を次のように改める。

高崎 群馬県の内
高崎市 群馬郡 碓氷郡

同表館林簡易裁判所の管轄区域の欄中「邑楽郡」を「館林市 邑楽郡」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「梅田村 相生村」及び「川内村 福岡村」を削り、同表沼田簡易裁判所の管轄区域の欄中「利根郡」を「沼田市 利根郡」に改め、同表藤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「多野郡」を「藤岡市 多野郡」に改め、同表群馬簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬 群馬県の内
富岡市 甘楽郡

同表熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐美村 対島村」並びに同表静岡三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郷村」、「江岡村」及び「内浦村 西浦村」を削り、同表沼津簡易裁判所の管轄区域の欄中「沼津市」を「沼津市 御殿場市」に改め、同表古原簡易裁判所の管轄区域の欄中「富士宮市」を「富士宮市 富士市」に改め、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「焼津市」を「焼津市 藤枝市」に改め、同表掛川簡易裁判所の管轄区域の欄中「小笠郡」を「掛川市 小笠郡」に改め、同表浜松簡易裁判所の項を次のように改める。

浜松 静岡県の内
浜松市 磐田市 浜名郡
磐田郡の内
龍洋町 岩田村 豊田村 池田村 於保村 福田町 田原村 袋井町 浅羽村

同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「敷地村 野部村」を「豊岡村」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「陸沢村 吉沢村 清川村 大鎌田村 二川村 稲積村 三町村」を「玉穂村」に改め、「西山梨郡」及び「宮本村」を削り、同表韮崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「北巨摩郡」を「韮崎市 北巨摩郡」に改め、同表小笠原簡易裁判所の項及び日下部簡易裁判所の項を次のように改める。

小笠原 山梨県の内
中巨摩郡の内
櫛形町 源村 芦安村 白根町 豊村 若草村 甲西町
山梨県の内
山梨市 塩山市
東山梨郡の内
勝沼町 牧丘町 春日居村 三富村 大和村

同表谷村簡易裁判所の項及び大月簡易裁判所の項を次のように改める。

都留 山梨県の内
都留市
南都留郡の内
秋山村 道志村 西桂町
大月 山梨県の内
大月市

同表上野原簡易裁判所の項及び長野簡易裁判所の項を次のように改める。

上野原	山梨県の内 北都留郡
長野	長野県の内 長野市 須坂市 上水内郡 上高井郡 埴科郡の内 松代町 西条村 更級郡の内 大岡村 牧郷村 更府村 稲荷山桑原町 八幡村 塩崎村 信田村 昭和村 篠ノ井町 川中島村 更北村

同表飯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「下水内郡」を「飯山市 中野市 下水内郡」に改め、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「屋代町」を「埴科屋代町」に改め、「南条村 中之条村」を「杭瀬下村 森村」及び「雨宮県村」を削り、同表岩村田簡易裁判所の項を次のように改める。

岩村田	長野県の内 小諸市 南佐久郡 北佐久郡の内 浅間町 伍賀村 東村 浅科村 御代田村 軽井沢町 小沼村 本牧町 布施村 春日村 協和村 立科村
-----	--

同表大町簡易裁判所の管轄区域の欄中「北安曇郡」を「大町市 北安曇郡」に改め、同表諏訪簡易裁判所の項を次のように改める。

諏訪	長野県の内 諏訪市 諏訪郡の内 下諏訪町 茅野町 原村 富士見町
----	---

同表岡谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川岸村」及び「澁村」を削り、同表伊那簡易裁判所の管轄区域の欄中「上伊那郡」を「伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂井輪村」を削り、同表新潟簡易裁判所の項を次のように改める。

新津	新潟県の内 新潟市 五泉市 東蒲原郡 中蒲原郡の内 小須戸町 白根町 須田村 新関村 村松町
----	---

同表巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原村 道上村 周瀬村 曾根町 松野尾村 鑑郷村」を「湯東村 中之口村 西川町」に改め、「峰岡村 漆山村 浦浜村」「四ッ合村」「角田村」及び「米納津村」を削り、同表三条簡易裁判所の項を次のように改める。

三条	新潟県の内 三条市 加茂市 燕市 南蒲原郡の内 下田村 福島村 田上村 西蒲原郡の内 分水町
----	---

同表村上簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩船郡」を「村上市 岩船郡」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「長岡市」を「長岡市 見附市 栃尾市」に改め、「見附町」「新堀村」及び「葛巻村」を削り、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「北魚沼郡」を「小千谷市 北魚沼郡」に、同表十日町簡易裁判所の管轄区域の欄中「中魚沼郡」を「十日町市 中魚沼郡」に改め、同表高田簡易裁判所の項及び直江津簡易裁判所の項を次のように改める。

高田	新潟県の内 高田市 新井市 中頸城郡の内 里五十公野村 清里村 高士村 上杉村 水原村 寺野村 妙高村 杉野沢村 名香山村 中郷村 板倉村
----	--

直江津	新潟県の内 直江津市 東頸城郡 中頸城郡の内 大澁村 瀧町村 美守村 柿崎町 明治村 吉川町 米山村
-----	---

同表糸魚川簡易裁判所の管轄区域の欄中「西頸城郡」を「糸魚川市 西頸城郡」に、同表相川簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐渡郡」を「両津市 佐渡郡」に改め、同表大阪池田簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪池田	大阪府の内 池田市 豊能郡
------	------------------

同表豊中簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊能郡の内 庄内町」並びに同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「安威村」及び「玉島村」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。

布施	大阪府の内 布施市 八尾市 枚岡市 河内市 中河内郡の内 高安村 南高安町 曙川村
----	--

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「久世村 東陶器村 上神谷村」を「泉ヶ丘町」に改め、「西陶器村」を削り、同表富田林簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田林市」を「富田林市 河内長野市」に

改め、「長野町」及び「高向村 三日市村 加賀田村 天見村 川上村」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「南河内郡の内」を「松原市 南河内郡の内」に改め、「天美町 布忍村 松原町 三宅村 恵我村」を削り、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治郡」を削り、同表亀岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南桑田郡」を「亀岡市 南桑田郡」に、同表岡山簡易裁判所の名称の欄中「岡山」を「京北」に、同表宮津簡易裁判所の管轄区域の欄中「与謝郡」を「宮津市 与謝郡」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「三木市 美濃郡」に改め、同表宝塚簡易裁判所の項及び伊丹簡易裁判所の項を次のように改める。

宝塚	兵庫県の内
	宝塚市 川辺郡
伊丹	兵庫県の内
	伊丹市 川西市

同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古川市」を「加古川市 高砂市」に、同表社簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇市」を「西脇市 小野市」に改め、同表豊岡簡易裁判所の項を次のように改める。

豊岡	兵庫県の内
	豊岡市 出石郡 城崎郡の内 城崎町 竹野村 日高町

同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「大蔵村 糸井村」を「南但町」に改め、同表八鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「口大屋村 大屋村 南谷村 西谷村」を「大屋町」に、「射添村 小代村」を「美方町」に改め、「高柳村 伊佐村 宿南村」及び「更塚村」を削り、同表浜坂簡易裁判所の項を次のように改める。

浜坂	兵庫県の内
	美方郡の内 浜坂町 温泉町 城崎郡の内 香住町

同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和郡山市」を「大和郡山市 天理市」に改め、「明治村 辰市村」及び「樺本町 帯解町 五ヶ谷村」を削り、同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「柳本町」「朝倉村」及び「多武峯村 安倍村」を削り、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「大津市」を「大津市 草津市」に改め、同表彦根簡易裁判所の項、八日市簡易裁判所の項及び滋賀八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

彦根	滋賀県の内
	彦根市 犬上郡 愛知郡の内 愛知川町 湖東町 秦荘町 日枝村 稻枝町 愛東村（大字外、小倉、青山、曾根、妹、中戸、鯉江、上岸本及び梅林を除く）
八日市	滋賀県の内
	八日市市 神崎郡 愛知郡の内 愛東村大字外、小倉、青山、曾根、妹、中戸、鯉江、上岸本及び梅林 蒲生郡の内 日野町 蒲生町
近江八幡	滋賀県の内
	近江八幡市 蒲生郡の内 安土町 武佐村 菟村 鏡山村

同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西和佐村」及び「岡崎村」を削り、「丸柄村 中貴志村 西貴志村 東貴志村」を「貴志川町」に改め、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「東野上町」を「野上町」に改め、「仁義村 加茂村 塩津村 大崎町」及び「志賀野村」を削り、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「四郷村 笠田町 大谷村」を「伊都町」に改め、「九度山町」「長田村 龍門村」及び「川原村」を削り、同表橋本簡易裁判所の項を次のように改める。

橋本	和歌山県の内
	橋本市 伊都郡の内 富貴村 九度山町 高野町 花園村

同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「西富田村 南富田村」を削り、「上南郡村 清川村 高城村 岩代村 上山路村 中山路村 下山路村」を「南部川村」に改め、同表周参見簡易裁判所の名称の欄中「周参見」を「すさみ」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「周参見町 大都河村」を「すさみ町」に改め、「佐木村」を削り、同表御坊簡易裁判所の項を次のように改める。

御坊	和歌山県の内
	御坊市 日高郡の内 美浜町 日高町 由良町 川辺町 船着村 川中村 川上村 切目村 真妻村 稲原村 印南町 寒川村

同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久井村 勝浦町」を「那智勝浦町」に改め、「色川村 那智町」を削り、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日井市」を春日井市 守山市 小牧市に改め、「守山町」及び「小牧町 味岡村 篠岡村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「志段味村」及び「礪山村」を削り、同表一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「一宮市」を「一宮市 尾西市」に、同表犬山簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹羽郡」を「犬山市 江南市 丹羽郡」に改め、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河和町」を「美浜町」に改め、「富貴村」及び「野間町」を削り、同表愛知横須賀簡易裁判所の項を次のように改める。

愛知横須賀	愛知県の内
	常滑市 知多郡の内 横須賀町 知多町 大府町 上野町 有松町 大高町

同表豊橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊川市」を豊川市 蒲郡市に改め、同表津簡易裁判所の項を次のように改める。

津	三重県の内
	津市 河芸郡 安濃郡 一志郡

同表鈴鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「河芸郡の内 天名村 栄村」を削り、同表亀山簡易裁判所の管轄区域の欄中「鈴鹿郡」を「亀山市 鈴鹿郡」に改め、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「東黒部村 下御糸村 大深町 上御糸村」を「三和町」に、「相可町」を「多気町」に改め、「佐奈村 津田村」を削り、同表上野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上野市」を「上野市 名張市」に改め、同表宇治山田簡易裁判所の項を次のように改める。

伊勢	三重県の内
	伊勢市 度会郡の内 田丸町 二見町 御園村 有田村 小俣町 東外城田村 度会村 南勢町 下外城田村 南島町

同表鳥羽簡易裁判所の管轄区域の欄中「志摩郡」を「鳥羽市 志摩郡」に改め、同表木本簡易裁判所の項を次のように改める。

熊野	三重県の内
	熊野市 南牟婁郡

同表尾鷲簡易裁判所の管轄区域の欄中「北牟婁郡」を「尾鷲市 北牟婁郡」に、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「岐阜市」を「岐阜市 羽島市」に改め、同表関簡易裁判所の項及び八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

関	岐阜県の内
	関市 美濃市 武儀郡 加茂郡の内 七宗村 益田郡の内 金山町
八幡	岐阜県の内
	岐阜郡 郡上郡

同表御嵩簡易裁判所の項を次のように改める。

御嵩	岐阜県の内
	美濃加茂市 可児郡 加茂郡の内 坂祝村 富加村 川辺町 下麻生町 八百津町 久田見村 潮南村 福地村 蘇南村 黒川村 白川町 東白川村 佐見村

同表多治見簡易裁判所の管轄区域の欄中「多治見市」を「多治見市 瑞浪市 土岐市」に、同表津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津川市」を「中津川市 恵那市」に改め、同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹原村 上原村 中原村」及び同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「西安居村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「武生市」を「武生市 鯖江市」に、「城崎村 四箇浦町」を「越前町」に改め、「立待村 吉川村 豊村」及び「糸生村」を削り、同表大野簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野郡」を「大野市 勝山市 大野郡」に改め、同表敦賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「敦賀郡」を削り、同表輪島簡易裁判所の項及び石川飯田簡易裁判所の項を次のように改める。

輪島	石川県の内
	輪島市 鳳至郡の内 穴水町 門前町 剣地村 町野町
珠洲	石川県の内
	珠洲市 珠洲郡 鳳至郡の内 能都町 鶴川町 柳田村

同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「四方町」を「和合町」に、「八幡村 寒江村 呉羽村 倉垣村 長岡村 朝日村」を「呉羽町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「富川村 熊野村」を削り、同表魚津簡易裁判所の項及び泊簡易裁判所の項を次のように改める。

魚津	富山県の内 魚津市 黒部市 下新川郡の内 宇奈月町
朝日	富山県の内 下新川郡の内 朝日町 舟見町 入善町

同表上市簡易裁判所の管轄区域の欄中「中新川郡」を「滑川市 中新川郡」に改め、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「般若野村」及び「西礪波郡の内」並びに同表氷見簡易裁判所の管轄区域の欄中「氷見郡」を削り、同表礪波簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡の内」を「礪波市 礪波郡の内」に改め、「礪波町 東般若村 般若野村 般若村 梅檀山村」「山野村」及び「鷹栖村」を削り、同表城端簡易裁判所の管轄区域の欄中「南礪波谷村」及び「東石黒村」を削り、同表石動簡易裁判所の項を次のように改める。

石動	富山県の内 西礪波郡の内 石動町 礪波中町 福岡町 若林村
----	-------------------------------------

同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「観音村」及び「石内村 八幡村 河内村」を削り、「四和村 浅原村 津田町 友和村 玖島村」を「佐伯町」に改め、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「郷田村 上黒瀬村 板城村 下三永村 西高屋村 東高屋村」を「高屋町」に、「大草村 豊田村 槇栗村」を「大和町」に改め、「戸野村」及び「小谷村 田万里村」を削り、同表加計簡易裁判所の管轄区域の欄中「殿賀村」を削り、同表八重簡易裁判所の項及び大竹簡易裁判所の項を次のように改める。

千代田	広島県の内 山県郡の内 千代田町 原村 大朝町
大竹	広島県の内 大竹市

同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下黒瀬村 中黒瀬村 乃美尾村」を「黒瀬町」に、「深江村 鹿川町 中村 高田村」を「能美町」に改め、「飛渡瀬村」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木ノ江町」を「木江町」に、「中野村 西野村 大崎南村」を「大崎町」に改め、「東野村 莊野村」「沼田東村 沼田西村 小泉村 大乗村 南方村 本郷町 高坂村」及び「南生口村 北方村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾道	広島県の内 尾道市 三原市 松永市 御調郡 豊田郡の内 本郷町 高坂村 沼隈郡の内 赤坂村 浦崎村 内海町
----	--

同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福山市」を「福山市 府中市」に、「千年村」を「沼隈町」に改め、「山南村」を削り、同表三次簡易裁判所の管轄区域の欄中「双三郡」を「三次市 双三郡」に、同表庄原簡易裁判所の管轄区域の欄中「比婆郡」を「庄原市 比婆郡」に改め、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。

山口	山口県の内 山口市 吉敷郡
----	------------------

同表山口大田簡易裁判所の項、伊佐簡易裁判所の項及び生雲簡易裁判所の項を次のように改める。

美東	山口県の内 美禰郡
美禰	山口県の内 美禰市
阿東	山口県の内 阿武郡の内 阿東町 むつみ村

同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「須々万村 中須村 長穂村 米川村」を「都濃町」に改め、同表萩簡易裁判所の項、山口深川簡易裁判所の項及び岩国簡易裁判所の項を次のように改める。

萩	山口県の内 萩市 阿武郡の内 福栄村 阿武町 旭村 川上村 須佐町 田万川町
長門	山口県の内 長門市 大津郡
岩国	山口県の内 岩国市 玖珂郡の内 由宇町 和木村 坂上村 周東町 玖珂町

同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「広瀬町」を「錦町」に、「秋中村」を「美和村」に改め、「深須村」高根村「賀見畑村」を削り、同表柳井簡易裁判所の項を次のように改める。

柳井	山口県の内 柳井市 玖珂郡の内 大島村 熊毛郡の内 平生町 田布施町 伊保庄村 阿月村 室津村 上関村
----	--

同表宇部簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉敷郡の内」並びに同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿曾村 生石村」及び「加茂村」を削り、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「庄内村 胸上村 八浜町 小串村 鉾立村」を「東児町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤戸町」を削り、同表玉島簡易裁判所の項を次のように改める。

玉島	岡山県の内 玉島市 浅口郡 吉備郡の内 穂井田村
----	-----------------------------------

同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉敷市」を「倉敷市 総社市」に改め、「常盤村」、「三須村」及び「総社町 池田村 秦村 久代村 山田村 新本村」を削り、同表笠岡簡易裁判所の項及び井原簡易裁判所の項を次のように改める。

笠岡	岡山県の内 笠岡市
井原	岡山県の内 井原市 小田郡 後月郡

同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「上房郡」を「高梁市 上房郡」に改め、「大和村」を削り、同表新見簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿哲郡」を「新見市 阿哲郡」に改め、同表津山簡易裁判所の項及び美作簡易裁判所の項を次のように改める。

津山	岡山県の内 津山市 苫田郡 久米郡 勝田郡の内 勝北町 奈義町
美作	岡山県の内 英田郡 勝田郡の内 勝央町 勝田町 公文村

同表浦富簡易裁判所の項を次のように改める。

岩美	鳥取県の内 岩美郡の内 岩美町 福部村
----	---------------------------

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「西郷村 散岐村 大村」、「社村 国英村 八上村」及び「山郷村」並びに同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下北条村 中北条村」を「北条町」に、同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「上中山村 下中山村」を「中山村」に改め、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「二部村」及び「日光村 八郷村」を削り、同表松江簡易裁判所の管轄区域の欄中「松江市」を「松江市 安来市」に、同表今市簡易裁判所の管轄区域の欄中「出雲市」を「平田市」に改め、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡」を削り、同表浜田簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜田市」を「浜田市 江津市」に、同表東郷簡易裁判所の名称の欄中「東郷」を「宗像」に、同表甘木簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝倉郡」を「甘木市 朝倉郡」に、同表飯塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯塚市」を「飯塚市 山田市」に、同表直方簡易裁判所の管轄区域の欄中「直方市」を「直方市 八幡市 大字 木屋瀬、野面、笹田及び金剛」に、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「八幡市 折尾町を除く」を「八幡市(大字 木屋瀬、野面、笹田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永大丸、香月、楠橋、馬場山及び畑を除く)」に、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「八幡市 折尾町」を「八幡市 大字 折尾、本城、陣原、則松、永大丸、香月、楠橋、馬場山及び畑」に改め、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「青木村 江上村 大溝村」を削り、「西牟田町 安武村 荒木町」を「筑邦町」に改め、同表柳川簡易裁判所の項を次のように改める。

柳川	福岡県の内 柳川市 大川市 山形郡 三潞郡の内 大木町
----	--------------------------------------

同表入女簡易裁判所の管轄区域の欄中「八女郡」を「八女市 筑後市 八女郡」に、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「京都郡」を「行橋市 京都郡」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「小城郡の内」を「多々村」に改め、「西多々村」、「多々村」、「北多々町」及び「南多々村 東多々村」を削り、同表鳥栖簡易裁判所の管轄区域の欄中「三養基郡」を「鳥栖市 三養基郡」に改め、同表武雄簡易裁判所の項を次のように改める。

武雄	佐賀県の内 武雄市 杵島郡の内 山内村 橋下村 北方町 大町町
----	--

同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「錦江村 龍王村」を「有明村」に、同表鹿島簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤津郡」を「鹿島市 藤津郡」に、同表伊万里簡易裁判所の管轄区域の欄中「西松

浦郡を「伊万里市 西松浦郡」に改め、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「鏡村」、「久里村 鬼塚村」及び「藻村」を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「蚊焼村」を「三和町」に、「高浜 村 野母村 脇母村 磯島村 川原村 為石村 日見村 矢上村 大草村 伊木力村」を「野母崎 町 東長崎町」に改め、「深堀村」、「福田村」及び「黒崎村」を削り、同表長崎瀬戸簡易裁判所の項を次のように改める。

大 瀬 戸	長崎県の内
	西彼杵郡の内
	大瀬戸町 大串村 外海村 江島村 崎戸町 大島町 西海村 瀬川村

同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜々津村」を「多良見村」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「三合村 大三東村 湯江村」を「有明村」に、「守山村 山田村」を「吾妻村」に改め、同表長崎小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「北串山村」並びに同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「折尾瀬村」、「江上村 崎針尾村」及び「北松浦郡の内 柚木村 黒島村」を削り、同表平戸簡易裁判所の項を次のように改める。

平 戸	長崎県の内
	平戸市 松浦市 北松浦郡の内
	田平町 大島村 生月町 江迎町 鹿町町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町 今福町 鷹島村 福島町

同表武生水簡易裁判所の名称の欄中「武生水」を「彦岐」に改め、同表福江簡易裁判所の管轄区域の欄中「南松浦郡の内」を「福江市 南松浦郡の内」に改め、「福江町 崎山村 本山村 大浜村」及び「奥浦 村」を削り、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「神浦村 平町」を「宇久町」に改め、同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。

大 分	大分県の内
	大分市 鶴崎市 大分郡 北海部郡

同表杵築簡易裁判所の項及び国東簡易裁判所の項を次のように改める。

杵 築	大分県の内
	杵築市 遠見郡
国 東	大分県の内
	東国東郡

同表玉津簡易裁判所の項を次のように改める。

豊 後 高 田	大分県の内
	豊後高田市 西国東郡

同表竹田簡易裁判所の項を次のように改める。

竹 田	大分県の内
	竹田市 直入郡

同表臼杵簡易裁判所の項を次のように改める。

臼 杵	大分県の内
	臼杵市 津久見市

同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「原水村 津田村」を「菊陽村」に、「当尾村 豊川村 河江 村」を「益南村」に、「中山村 隈庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村」を「城南町 富合村」に改め、「田島村」、「小野部田村 豊福村」及び「轟村 花園村 緑川村 網津村」を削り、同表三角簡易裁判所の項を次のように改める。

三 角	熊本県の内
	宇土郡の内 天草郡の内 大矢野町
	宇土郡の内 三角町 網田村

同表玉名簡易裁判所の項を次のように改める。

玉 名	熊本県の内
	玉名市 玉名郡の内
	菊水町 玉東村 天水村 横島村 岱明村 南関町 三加和村

同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿本郡」を「山鹿市 鹿本郡」に、「加茂川村 清泉村 岩村 城北村」を「七城村」に改め、同表宮地簡易裁判所の項を次のように改める。

宮 地	熊本県の内
	阿蘇郡の内
	一の宮町 阿蘇町 波野村 産山村 小国町 南小国村

同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「草部村 色見村」を削り、同表御船簡易裁判所の項を次のように改める。

御 船	熊本県の内
	上益城郡の内 下益城郡の内
	御船町 甲佐町 嘉島村 益城町 河原村 砥用町 中央村

同表浜町簡易裁判所の名称の欄中「浜町」を「矢部」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜

町」を「矢部町」に改め、「御岳村」白糸村 下矢部村を削り、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「日奈久町」を削り、同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐敷町」を「芦北町」に改め、「大野村」吉尾村を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「天草郡の内」を「本渡市」に、「中田村」碓石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志柿村を「新和村」に、「大道村」を「龍ヶ岳村」に、「高戸村」樋島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村を「若北町」に、「今津村」阿村 教良木河内村を「松島村」に改め、「本渡町」佐伊津村、「本村」亀場村 榎平土村及び「下浦村」を削り、同表牛深簡易裁判所の項を次のように改める。

牛 深	熊本県の内 牛深市 天草郡の内 大江村 河浦町 宮野河内村
-----	--

同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊作町」を「吹上町」に、「吉利村」を「日吉町」に改め、「日置村」永吉村を削り、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「三方村」を削り、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良郡の内」を「国分市」に、「重富村」を「始良町」に、「帖佐町」国分町 隼人町 東国分村 日当山町を「隼人日当山町」に改め、「山田村」及び「東襲山村」清水村 敷根村を削り、同表大口簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊佐郡」を「大口市」伊佐郡に、同表岩川簡易裁判所の名称の欄中「岩川」を「大隅」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩川町」恒吉村を「大隅町」に改め、「月野村」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎市」を「加世田市」枕崎市に改め、「加世田町」万世町を削り、同表揖保簡易裁判所の項を次のように改める。

指 宿	鹿児島県の内 指宿市 揖宿郡
-----	-------------------

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎町」を削り、「大村」中津川村 佐志村 黒木村 蘭牟田村 永野村 求名村を「那答院町」に改め、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久根市」を「出水市」阿久根市に改め、同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「高隈村」及び「牛根村」新城村を削り、同表妻簡易裁判所の名称の欄中「妻」を「西郡」に、同表日南簡易裁判所の管轄区域の欄中「日南市」を「日南市」串間市に改め、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南浦村」南方村を削り、同表大河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「柴田郡」の「白石市」柴田郡に改め、同表石巻簡易裁判所の項を次のように改める。

石 巻	宮城県の内 石巻市 牡鹿郡 桃生郡の内 河南町 赤井村 矢本町 大塩村 小野村 野森村 桃生町 河北町 北上村 雄勝町
-----	---

同表登米簡易裁判所の管轄区域の欄中「柳津町」を「津山町」に改め、同表気仙沼簡易裁判所の項を次のように改める。

気 仙 沼	宮城県の内 気仙沼市 本吉郡の内 唐桑町 本吉町
-------	-----------------------------------

同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸倉村」入谷村及び「横山村」並びに同表福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡の内」を削り、同表二本松簡易裁判所の項を次のように改める。

二 本 松	福島県の内 安達郡
-------	--------------

同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山町」高瀬村 谷田川村 二瀬村を「田村町」に改め、同表三春簡易裁判所の項を次のように改める。

三 春	福島県の内 田村郡の内 三春町 常葉町 宮城村 西田村 船引町 御館村 巖江村 都路村 小野町 滝根町 大越町
-----	--

同表須賀川簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩瀬郡」を「須賀川市」岩瀬郡に改め、同表若松簡易裁判所の項及び喜多方簡易裁判所の項を次のように改める。

会 津 若 松	福島県の内 会津若松市 北会津郡 河沼郡 大沼郡 耶麻郡の内 猪苗代町 磐梯村 長瀬村
---------	--

喜 多 方	福島県の内 喜多方市 耶麻郡の内 塩川町 熱塩加納村 山都町 西会津町 北塩原村
-------	---

同表平簡易裁判所の管轄区域の欄中「平市」を「平市」常磐市 磐城市 内郷市に改め、同表相馬簡易裁判所の項を次のように改める。

相 馬	福島県の内 相馬市 原町市 相馬郡の内 鹿島町 新地村 小高町 石神村
-----	--

同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「山形市」を「山形市」上山市に改め、同表楯岡簡易裁判所の項を次のように改める。

村 山 山形県の内
村山市 北村山郡

同表寒河江簡易裁判所の管轄区域の欄中「西村山郡」を「寒河江市 西村山郡」に改め、同表米沢簡易裁判所の項及び赤湯簡易裁判所の項を次のように改める。

米 沢 山形県の内
米沢市 南置賜郡
東置賜郡の内
川西町

赤 湯 山形県の内
東置賜郡の内
赤湯町 和郷村 宮内町 高島町 中川村

同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「西置賜郡」を「長井市 西置賜郡」に改め、同表鶴岡簡易裁判所の項及び酒田簡易裁判所の項を次のように改める。

鶴 岡 山形県の内
鶴岡市 西田川郡
東田川郡の内
鶴引村 羽黒町 三川村 藤島町 朝日村 立川町

酒 田 山形県の内
酒田市 飽海郡
東田川郡の内
余目町

同表花巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「稗貫郡」を「花巻市 北上市 稗貫郡」に改め、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴岡市」を「斗米村 石切所村」及び「御返地村」を削り、「晴山村 小野米村 伊保内村 江刺家村 戸田村」を「九戸村」に改め、同表久慈簡易裁判所の項、遠野簡易裁判所の項、釜石簡易裁判所の項及び大船渡簡易裁判所の項を次のように改める。

久 慈 岩手県の内
久慈市
九戸郡の内
大野村 種市町 野田村 山形村

遠 野 岩手県の内
遠野市
上閉伊郡の内
宮守村

釜 石 岩手県の内
釜石市
上閉伊郡の内
大槌町

同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「崎山村 花輪村 茂市村 刈屋村 津軽石村 重茂村 豊岡根村 大沢村 船越村 織笠村」を「新里村」に改め、同表一関簡易裁判所の項を次のように改める。

一 関 岩手県の内
一関市 西磐井郡 東磐井郡

同表水沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「江刺郡」を「水沢市 江刺郡」に改め、「東磐井郡 生母村」を削り、同表秋田簡易裁判所の項及び船川港簡易裁判所の項を次のように改める。

秋 田 秋田県の内
秋田市 河辺郡
南秋田郡の内
天王町 昭和町 豊川村 飯田川町 五城目町 面湯村 一日市町 井川村

男 鹿 秋田県の内
男鹿市
南秋田郡の内
松戸村 湯西村

本 庄 秋田県の内
本庄市 由利郡

同表横手簡易裁判所の項を次のように改める。

横 手 秋田県の内
横手市
平鹿郡の内
山内村 大森町 大雄村 浅舞町 雄物川町 十文字町 吉田村 館合村 醍醐村

同表湯沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄勝郡」を「湯沢市 雄勝郡」に改め、「十文字町」を削り、同表大曲簡易裁判所の項を次のように改める。

大曲	秋田県の内 大曲市 仙北郡の内 神岡町 六郷町 南外村 仙北村 金沢町 千畑村 飯詰村 金沢西根村 西仙北町 協和村 平鹿郡の内 川西村
----	--

同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村 雲沢村 白岩村 豊川村 豊岡村 長信田村 横沢村 清水村 長野町」を「中仙町 太田村」に改め、同表青森簡易裁判所の項を次のように改める。

青森	青森県の内 青森市 東津軽郡の内 後潟村 野内村 平内町
----	---------------------------------------

同表蟹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「一本木村 今別町」を「今別町」に改め、同表野辺地簡易裁判所の管轄区域の欄中「大深内村」を削り、同表五所川原簡易裁判所の項及び弘前簡易裁判所の項を次のように改める。

五所川原	青森県の内 五所川原市 北津軽郡
弘前	青森県の内 弘前市 黒石市 中津軽郡 南津軽郡

同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」を「福地村」に改め、「是川村 市川村」「地引村 館村 上長苗代村」「上郷村」及び「斗川村 猿辺村 留崎村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「上北郡の内」を「三本木市 上北郡の内」に、「三本木町 十和田村 四和村 藤坂村」を「十和田町」に、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「芦別市」を「赤平市」に改め、「赤平市」を削り、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「早来村」に改め、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「虻田郡の内」を「虻田郡の内」に改め、「磯谷郡の内」を削り、同表本古内簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂別村」を「磯谷郡の内」に改め、同表瀬川簡易裁判所の管轄区域の欄中「太樽郡」を「太樽郡」に改め、同表寿都簡易裁判所の管轄区域の欄中「歌葉郡」及び「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を削り、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「上川郡(天塩国)の内」を「士別市 上川郡(天塩国)の内」に改め、「士別町 上士別村」及び「温根別村」を削り、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「紋別郡

の内」を「紋別郡の内」に改め、「紋別町 上落滑村 滑滑村」を削り、同表本別簡易裁判所の管轄区域の欄中「西足寄町」を削り、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「生田原村」を「生田原町」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「鴨庄村」及び「小田村」を削り、同表平井簡易裁判所の名称の欄中「平井」を「三本」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「平井町」を「三本町」に、「田中村 川島町 十河村」を「山田町」に改め、「下高岡村」「神山村 永上村」「西植田村 東植田村」及び「多和村」を削り、同表三本松簡易裁判所の名称の欄中「三本松」を「大内」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「三本松町」を「大内町」に改め、「誉水村 丹生村」及び「相生村 小海村」を削り、同表滝川簡易裁判所の項を次のように改める。

綾南	香川県の内 綾歌郡の内 綾南町 綾上村 岡田村 久万玉村
----	------------------------------------

同表端崎簡易裁判所の名称の欄中「淵崎」を「土庄」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「府中村 端崎村 土器村 川西村」を「国分寺町」に改め、「郡家村 龍川村」「本島村」「白方村 四箇村」及び「川津村」を削り、同表普通寺簡易裁判所の項を次のように改める。

普通寺	香川県の内 善通寺市 仲多度郡の内 垂水村 琴平町 満濃町 象郷村 高篠村 仲南村 綾歌郡の内 長炭村 造田村 美合村
-----	--

同表観音寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「三豊郡」を「観音寺市 三豊郡」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「川内村」を削り、「板西町 栄村 松坂村 大山村」を「坂野町 上板町」に、「松島町 御所村」を「土成町(大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月を除く)」に改め、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大津村」を削り、同表川島簡易裁判所の項を次のように改める。

川島	徳島県の内 阿波郡 麻植郡の内 川島町 鴨島町 美郷村 山川町 板野郡の内 土成町 大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月
----	--

同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「上倉村」を「上倉村 大豊村 大字久寿軒 馬瀬、北川、戸手野、角茂谷、榎谷、上穴内、北滝本及び繁藤」に、「八田村 諸木村 芳原村」を「平和村」に、「能津村 日下村 川内村」を「日高村」に改め、「宇治村」「天坪村」「神谷村 三瀬村 明治

須	赤	本
崎	岡	山
高知県の内 須崎市 高岡郡の内 上半山村 ノ加江町 吾川郡の内 池川町 吾川村	高知県の内 香美郡の内 赤岡町 香我美町 川村 岩村 曉霞村 野市町 夜須町 美良布町 在所村 横山村 上葦生村 土佐山田町 吉	高知県の内 長岡郡の内 本山町 吉野村 大豊村（大字久寿軒、馬瀬、北川、戸手野、角茂谷、櫻谷、上穴内、北滝本及び繁藤を除く） 土佐郡の内 土佐村 大川村
東津野村 橘原村 大野見村 久礼町 上		

中 村	高知県の内 中村市 土佐清水市 幡多郡の内 佐賀町 大方町 三原村 白田川村 江川崎村 津大村
宿 毛	高知県の内 宿毛市 幡多郡の内 大内町 月灘村

同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「松山市」を「松山市 伊予市」に、同表大洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜多郡」を「大洲市 喜多郡」に改め、同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「大生院村」並びに同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉川町」及び「中萩町 船木村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の項を次のように改める。

伊 予 三 島	愛媛県の内 伊予三島市 川之江市 宇摩郡の内 土居町 新宮村
----------------------------	---

同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「多田村 中川村 石城村 下宇和村 田之筋村 玉津村 俵津村 狩江村」を「豊海村」に、同表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中「溪筋村 中筋村 吹村 惣川村 遊子山村 土居村 高山村 魚成村」を「黒瀬川村」に改める。

第一は簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております市関係上、市町村のき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、関係簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要がありますので、春日部

第三は下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廢置分合、名称變更等に伴ひ、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

なお、以上説明いたしました簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更につき

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○世耕委員長 これにて提案理由の説明は終了しましたが、本案に対する質疑につきましては、特に買取とか戸別訪問

問とかいう方面の取締りは非常に嚴重にされておるわけですが、一番大切な選挙民の自由意思に基く公明な表明、適正な選挙という基本的な立場において考えますときに、団体的な圧力と申しましようか、あるいは地方自治体の中に行われておる一つの機関が不当に活動をして、住民の自由意思に基く選挙の表明ができない状態に置かれておる。こういうことについてまず直接お取締りを願っている斎藤長官にお尋ねしたいのですが、選挙といいたし、選挙民の自由意思を束縛するような場合が多いのです。特に私がこ

で申し上げたいのは消防との関係なのです。選挙のときに消防自動車の発動を求めて、消防自動車は消防の目的を達するといふ名目のもとに選挙妨害をやっておる。こういう場合の取締りの基本的な方針を承わりたいのでありますが、実際は、地方の団体の選挙になりますと、たとえば県会議員の選挙であるとか、あるいは町長の選挙であるとか、あるいは町長選挙になりまうと、全町一致という形形の決議をいたしまして、そして公認を押し出す。これは地方には地方の利害関係がありますから、地方代表を出さうという気持ちも非常に強いのですが、そういうようなことで候補者になったその候補者の当選を目的として消防自動車が発動いたしまして、消防に名をかりて村民の自由意思を圧迫する。自由な意思の表明ができない状態に置かれておる。こういうことが現実の問題としてしばしば行われておるわけですが、警察庁においては下の方に指示する場合

に、そのめどをどこに置いて選挙違反取締りの方針をきめられるのか、こういう点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 御意見のように選挙は国民の公明な自由意思の表明によつて行われなければならないことはもちろんでございます。従ひまして、この根本原理に反するような事柄は極力取締りをしなければならぬことはもちろんでございます。ただ警察が取締りに当ります場合には、法律に基かなければならないことは申すまでもないのであります。選挙妨害行為といふものは法の規定によつて取締りを厳にすることがありますが、ただいま例におあげになりましたような消防が演習の名のもとに集まつて、そして何らか部落民の自由意思を圧迫するような感じを与えるという程度のものは、趣旨としてしまつてはまことに私は望ましくない行為だと存じますが、果してこれが公職選挙法の二百二十五条の「暴行若しくは威力を加えて妨害をした」とあるいは威迫を加えたことに当るかといふことに相なりまうと非常にむずかしい点がありますので、程度がひどくなれば警察としてはどうしてもこれは検査をしなければならぬ。そうでない場合、威迫を加えるおそれがあるといふ場合は、警告をもつて臨むといふのが適當ではなかつたといふように指示をいたしておる、かような次第であります。

○古屋委員 この点は具体的事実をあげて御説明を申し上げないと御答弁も困難だと思ひますが、これは非常に弊害の多いのは消防を利用する場合が多いわけなんです。そこでこれは刑事局長にお尋ねするのですが今御説明のございました選挙法の二百二十五条の二号の「交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。」こういう場合、これは山梨県におきます事例は、ある町の消防が選挙のさなかに持ち出されて、高い火の見やぐらに上つて、その町の推薦した候補者以外の候補者が街頭演説をする、そういう場合にその自動車の進行方向を火の見やぐらの上から指図して連絡をして、そこに数台の消防自動車とその周辺を回り歩いておるといふ現実です。こういうような程度のものはこの中の「選挙の自由」を妨害することになると思ひますが、そういう具体的な事実があった場合にこれは一体引つかかるでしょうかどうでしょう、か、どういふぐあいに考えますか。

○井本政府委員 いま少し具体的な事実を検討いたしましたら、公職選挙法の二百二十五条の二号に当るか当らないか、そこで明確な御答弁もできかねますが、当る場合もあると考えます。

○古屋委員 そこで長官に先ほどお尋ねしたのですが、消防の監督は各自自治体が行われておる。消防と警察との横の連絡の問題——同じように大抵住民の生命、財産を守る。片方は施設を利用したり火災に対する災害を防止する。一方は生命、財産の保護をする、こういう関係で非常に密接な関係があつて、従来消防と警察といふものは表裏一体のようになつて協力されておるのですが、そんな関係上ただいま申し上げたような、特に特定候補者の家に行つてそこで弁当を食べさせてもらふ。しかし自動車運転するガソリン

その他のものは自治体の費用を使つておる。そういうたゞだいま申し上げたように火の見やぐらに上つて白昼、火災の予防状態とは考えられないような事態でたゞだいま申し上げたようなことが行われてきた。地方の住民はこれに対して、警察に向つて具体的にこれは選挙法違反である、選挙民の自由意思を威迫するといふことでしばしば警察に申し出たのですが、これに対して何らの取締りもせずそのまま放任をされておつた。こういうような現実の事実があつたのですが、この消防と警察との横の連絡についての何か特殊な関係でもございませうか。それとも全然独立された二つの系統であるといふように現実において指揮命令がなつていまして、そういう横の連絡はどうなんだろうといふこと。

○斎藤(昇)政府委員 警察と消防との関係は法制上と申しますか、組織上全く別のもに相なつております。ただだいまお述べになりましたように、生命、身体、財産の保護という点につきましては、両方ともその職責を持つておりますので、事案によりましてはお互いに協力し合ふという規定が、消防法にも設けられておりますので、水火災あるいは天災地変といふような場合には協力をいたしまして、そういう事態に當る仕組みに相なつております。しかしながらこういう選挙関係とか、そういうようなものにつきましては、消防の協力を求めるというふうなこともあり得ませんし、捜査等については、消防と警察は全然別個の問題でありまして、ここに何らの連絡もないのでございします。

○古屋委員 たゞだいま御答弁のありましたように、両者の関係は非常に密接な関係であるので、多少選挙妨害に対する行き過ぎがあつても遠慮するといふような傾向は、これは人情上あるわけですが、この点につきましては私御質問申し上げておるのは、非常に弊害が多いのです。今回の山梨県における一地方の選挙のごときは、ほとんど白昼公然と行われ、しかも町はずれの道路の要所々々に消防が立つて、通行人を誰何しておる事実がある。従つて私どもが応援に参りまして誰何されましたので、警察に向つて誰何することは妨害じゃないか、通行するのは自由なんだろうといふことで相当もんだいですが、どうとうこれは手もつけずに終つたので、こういう誰何して、交通の自由に対する一つの圧迫を加えたような場合は、これはもういづれは選挙妨害だと思ひます。こういう現実の現行犯に対する取締りを当時の警察がやらなかつたのです。実は私がその問題を御質問申し上げるのは、一地方だけでなく、今度の選挙では全県下もうほとんど行われております。これは公明選挙の上からいって重大に考えなければならぬ。しかも非常に逃げ道があるわけですが、今申し上げたように両者の間に非常に密接な関係があり、また問題の具体的事実の度合いの押え方が——私ども自分で行つて、自分で現行犯だと稱して持ち出したから問題になつたのですが、これとても取調べをせず終つてしまつたのです。この点について特に私お願いしたいことは、こういう問題を相当御研究下さいまして、警察の選挙取締りに対する場合の適切な指示をしていただきたい。これは非常

に警察に対する感情が高ぶりまして、おしまいは警察署の前で反対党の候補者が警察出てこい、目の前に現行犯が行われておるではないか、なぜ取り締まらないかというようなことを現実にやった事実を私は見ておるのです。これは重大な問題です。警察の威信の問題です。選挙取締りの問題でもあるのですが、私ただいまお尋ね申し上げたのは、そういう過去の問題についてどうこうとは申しませんが、今後の問題について非常に重要視されて、一つ御協議なさった場合には強い指示をしていただきたい。これを私要望申し上げます。以上でございます。

あとは富士山ろくにおきまする去る十三日に、これは長官の方にも報告があると思うのですが、デモ隊と警察のごたごたの問題についての御質問でございますが、この点は私実は現場に参りまして、去る十二日に見たのですが、大室山のふもとでございまして、広い範囲なんです。従つてまず第一に、米軍の立ち入り禁止の境界が不明確なんです。デモ隊の諸君は山の高いところに陣取り、下の低い、三十メートルくらい先のところに砲座がすわつて実弾射撃をしたわけなんです。そこでまず第一に問題になりますのは、私の方で調べました事実に基づきますと、すでに実弾射撃は終つてしまつて、跡片づけに入つておつた。跡片づけと申しましても砲でありましたから、砲の始末だけなんです。そしてその前方にありました組合の諸君の置いた旗を、米軍の許可を得て代表者が取りに参りました。そして無事に持つて歸つた喜びと申しましようか、氣勢をあげる意味において多少感激的な状況に置かれたらしいの

です。そこでごたごたされたんです。問題は警棒の行使を指揮官が命じて、数人の者に暴行を加えたことなんでございます。私が質問いたしまして趣旨は、ともに興奮いたしておりましたので、ごたごたが起きたのでしようけれども、山の中の広い、高い峰の付近のことであると同時に、米軍の射撃は終つておるから妨害にならない。そういう状況であつたが、何かしら両者の間に、興奮されて感情的に對立したような空気があつたらしい。私はこれを申し上げたいんです。デモ隊の諸君は、デモをして警察官の諸君を困らせる意

思は毛頭ない。アメリカ軍に對して、日米合同委員会の協議決定に違反してやつておるので、やめてもらいたいというわけでデモをやつてゐる。従いまして、警察とデモ隊の諸君が衝突することは実に遺憾な話である。そのようなことがいつも大きな問題を引き起す原因になるわけなんです。五分か十分の時間の経過によつて興奮の状態はおさまつてしまふものを、警棒を振り回されたおる事実がある。この点につきましては、長官の方の御報告はどうか。なつておるか知りませんが、二十数人けがをした者が出たという新聞記事もございまして。従いまして、果してそのけがはどうかというものであるかといふことを調査いたしましたところ、山の中で木がはえておりました関係で、木の根などのかすり傷は相当ありましたが、意識的に危害を加へられた者は警察官には一人もない。しかしデモ隊の方には後頭部をなぐられておる者がある。しかも警察と協力して興奮を抑

えようとしてかかつた人が、頭を警察官になぐられてゐる。こういう事実がございまして。こういう点につきましては長官に對する御質問は、積極的に暴行を加へられる、こういう場合には反撃するために警棒を持つておられますけれども、無抵抗に、しかも警察と協力してデモ隊を抑えよう、興奮状態を押し静めようという行動をとつた者が暴行を受けておるといふ事実、そういう場合でも警棒を使つていいのかどうか。警棒を使います場合、一体どういふ原則的な指示をしておるのか承わりたい。

○斎藤(昇)政府委員 警棒を用いますのは、たとへば群衆がある一方の方へなだれて来ようとする、それを阻止しようという場合等にございまして、警棒を用いた方が目的を達成するのによろしいという場合に用いるのであります。しかもこれは決して群衆に危害を加へるためという意味ではない、のみならず危害を加へてはいけな

い、ということに厳重に申し渡し、訓練をされておるのであります。従つてさうな場合に警棒を用います場合は、持つというのが通常の用い方でありまして、われわれ厳重に注意いたしてあります。これは、警棒を肩の位置より高く振り上げてはならないといふことを強く指示をし、またいかなる場合にもさういふことのないように訓練をいたしておるのであります。先般の富士キャン

プで傷害の起りましたことはきわめて遺憾でございまして、あの際に私は警棒を正當な用法によつて使つたといふことは、これは當然であつたと考えております。けがが果して警棒によつてな

ぐられたものであるかどうかという点につきましては、私の方も疑問を持つのであります。写真その他によりましては警棒を振り上げるといふ状況は見られませんが、また当時警察の指揮者あるいはその他の警察官も振り上げてなぐつていたといふことを現認した者がありませんので、何らかもみ合ひのときに起つた不測のけがではなかつたであらうか、かように判断をいたしておるような次第でございまして、あの際に結論から、五分、十分そのま

まはつておいても何も起らなかつたかもしれませんが、だから古屋委員のおっしゃる通りに終結をいたしたかもしれませんが、当時の警察の見方といたしましては、相当興奮をした人たちがはち巻をして、しかも旗竿、竹等を斜めにかまえて、さつと中に殺到したやうとしたといふその状況からいいますと、警察が、これはこのままほつておいては大へんなことになるといふので阻止をするのに懸命になつたといふことは、私は警察の職責上当然ではなかつたか、かように判断をいたしておるのであります。

○古屋委員 今、警棒で暴行を加へることは禁ぜられておる、従つて警棒でなぐつたといふようなことに対する認定はしないという御答弁がございまして、実は警棒で、しかも後頭部を病院の伊藤という医師の診断書が、私のところに届いておるのであります。三名でございまして、これを見ますと、後頭部をなぐられた事実がはっきりして脳震蕩症に陥つて倒れたわけですが、これは三人でございまして、三人とも全部頭でございまして、そうしてしか

も相当大きな傷を受けまして赤十字病院に入院した。三人とも全部脳震蕩症を起した。しかも頭部裂傷を二人起しておる。こういう状況でございまして、私も現場に行つてみたんですけれども、山の高いところでもみ合ひをいたしました現場といふものは——もみ合ひをするとき自体がおかしいんです。私が見まして山の峰なんです、ずつと下の方で射撃をしておる。その山のずつと先の方になわを張つて、何千、何万坪の広い山の中です。ですから二百人や三百人の人たちがたがたい

たしまして、これは何も武器を持つて騒ぐわけじゃなくて、町のまん中であるとかたくなさんの人が住んでゐるところだといふことになる、警察官も将来そのデモの流れがどんな間違ひを起すかもしれぬといふことの予防的な考えからこれを阻止することも必要でありま

ますけれども、もうすでに射撃は終つてしまつた。しかも跡始末も済んでしまつた。しかもその射撃をやつておりました中に、立ち入りの許可を得て入つた。そこで立ち入りを許されて、しかもその先にある旗をとりに行

くことの許可を受けて、そうしてそれを持つてきた。その持つてきたものの歓迎をするためにごたごたしたといふできごとなんです。従いましてどうい

う報告が来ておるか知りませんが、黒田隊長は聞くとところによりますと、謝罪をしたといふようなことを——私は本人から直接聞いてはおきませんが、どういふ御調査をされておるかかわかりませんが、警棒によつて三人が後頭部並

びに頭部裂傷を負われ、脳震蕩症を

負わされたことは事実なんです。私はこの事実を明確にしていたくことと同時に、こういうことが現在のような失業者がふえて参りまして、富士山のような問題については国民が相当強く反米的な感情を持っておる。目の前にそういうような場合に、警察官とわれわれ国民との間にこういう問題を起すことが私はまことに残念しぐだと存する次第であります。従いましてこの責任をどうということにございせんが、一体警棒を振り回されてなぐられたというのとは本人の申し出であると同時に、たくさんさんの現認者がおるわけです。従つて警察の方に対して当時のデモ隊が暴行を加えたという事実は、いろいろ御報告がございまして知りませんが、それによつての傷というものがあつたならばそれを承知したいと思ひます。ほかの足場の関係上ごたごたして木の根などですつたかすり傷などはございまして、デモ隊から暴行を加えられたという事実はないと思ひます。そうするとどうもこれは警察官の方たちが警棒を振り回してごたごたした。かつての早稲田の問題などはそういうことが問題になつたんです。が、こういう問題を明確に事実をお調べ願つて、これに対する相当嚴重な御警告を願わないと、私はこういうきつかけから相当大きな暴動が起きる、かように考へておられますが、どういふような御報告になっておられますか、具体的に御報告がございすれば承知したいと思ひます。

たけがとも判断できたいというお説は、私も同様に感じております。もみ合いの間に自然に起つたけがであらうと考へております。ただいまの三人の方が医者の診断によりますと、後頭部をなぐられたようなけがだといふ診断書になつておつたように見えております。従いましてこれには警察官があるいはなぐつたんじゃないだろうかと疑ひを持させるような診断書の内容になつております。そこでさうなことが現実にあつたのか、なかつたのか嚴重によく調べるようにということ、警察の本部長には指示をいたしておきます。今後さうな場合に、おきまして、警察官が故意にまた無用なけがを与えるというようないことが全然ありませんように、今までも十分注意をされておりましたが、今後またさうな疑ひを受けることのないように一層注意をさせたい、かように存じておる次第であります。

組合の幹部からも、村の幹部からも、私らの前であつたことをさしたのです。それで佐々木部長にも相当自重してもらいたい、あなたはかつてしばしば山梨における労働争議の場合でも一番理解を持って今まで問題を起さなかつたんだ、こういうことで笑つて歸つてきたのですが、歸つた翌日にこの問題が起きたのです。その状況を私自身が見ておきますと、私どもの行つたときでもなかなか若い警察官の方が興奮するわけなんです。しかも労働組合の諸君があれこれいふ合点なものは、つれづれに労働歌を歌つたりいろいろやつておられます。そういうような氣勢をあげる気持ち何となしに警察の諸君の中には、自分たちをばか扱いをしていふというやうな感じを持たれる警察官があるやうでした。この点は今後警察官の教養問題だと思ふのですけれども、どうか教習所における教養などの面におきまして特段の御配慮をいただき、そういう場合の群衆心理などについて特に御研究を願つて、そういう場合にあまり興奮をなさらないやうに、指揮官は冷静であつたやうにすけれども、若い人たちは労働歌などを歌いますと自分たちがばかにされておるやうな感じを持たれたやうに私もちよつとあの場の空気がわかりましたが、そういう場合の警察官の教養上の問題について特段の御配慮を願つて、ただいまの御答弁に加えて私は教習所あたりでやかましくやつていただきたい、かように要望申し上げておきます。

く、被拘留者の弁護人の選任または面接は、憲法にも定められておるやうに基本的な人権で自由でなくてはならない、ところが少くとも私の知つた範囲では、最近の関東各県の警察では警察署へ行くといふ弁護人の面接というものはほとんど取調官の前でさせる、これは被告人に突つ込んで聞いても、係官の前だから悪いだらうというやうなこと、弁護人も遠慮するし、またひどいところになると、特別の面接室がないといふことで、ことさらに、被拘留者の逃亡を防ぐといふやうな意味でございまして、わざわざいすを持つてきてその面接を聞いておるといふやうなことになつておられますが、こういう点で特に国警では全国各警察に指示をしておるかどうか。なお伝えられておるはずの監視庁ですら何か一つか二つしか、あれだけの調べ室があつて弁護人の面接室がない。いわんや地方の警察などにおいては、そういう点はめちやくちやだ。こういう点は新憲法下においては特に重大な問題であると思ひますが、この点に対して大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○大蔵大臣 御説の通りだと思ひますが、私詳しく存じませんので、斎藤長官からお答えいたします。

○斎藤(昇)政府委員 御意見のやうに、また大臣も答えましたやうに、被疑者と面接をいたします際には立会人なしにやることになつております。これは憲法で保障しました人権擁護の趣旨からみてむしろべきだと考へております。われわれといたしましてはさうに注意を加えておるのでござい

ますが、設備をいたしまして面接室をつくるということが最も望ましいのであります。警察制度が昨年改正される以前の国家地方警察の面におきましては、留置場を持つておりますところにおいて面接がないところが当初相当多かりましたので、計画を立てまして、面接所をつくるやうに、改造あるいは新築等の予算措置ということもいたして参つておるのであります。昨年の統計によりますとまだそれができていないところが相当あるでございまして。予算ともならみ合せながらできるだけ早く全部の留置場に面接所ができますやうに措置をいたしたい、ただいま努力をいたしておる次第であります。

○細田委員 これは新憲法並びに新刑事訴訟法の施行されました直後においては、全国の警察でも、この問題については弁護人と面接所は各警察でかなり慎重に取り扱われて、面接所をこしらへたのであります。ところがいつの間にかやがずぐすとなつて戦前の状態に返つてしまつた、こういうことを国警長官は御存じかどうか。これは予算とにらみ合せるといふことも、特に一軒建て増すというやうなことでなくして、警察署の中の一室をあつてはまたその設備をするといふだけですか、全国的には相当のものでござい、たくさんさんの予算はかかるわけじゃない。特に予算とにらみ合せてというやうなきわめてのききなことを言つておられるけれども、これは基本的な人権です。刑事訴訟法に厳命しておる条項です。従つてこれは警察署の方では義務としてやらなくちゃならぬ問題である。特に代監、代監と申しますか代

○細田委員 大臣に御所見を伺いたいのですが、私が申し上げるまでもない

用監獄でも申しますか拘留所ともい
いましょう。そういうような場合も依
然として警察官が取締り官の前に引
っぱり出して会わせるというようなこと
が行われておる。実に刑事訴訟法の条
文を知っているか知っていないか疑わ
れるような状態である。特に先ほど
申し上げたように、新刑事訴訟法施行直
後は、各警察もかなりこの問題は嚴重
に勵行されたが、その後また戦前の状
態に返つたが、やれば即時にできる。
あなたの方の嚴重な指令一本でおそら
く全国の警察署は改まると思ふ。この
点についてさらに長官の御所見を伺
いたい。

○斎藤(昇)政府委員 まことに申しわ
けのない次第でございますが、弁護人
が面接をいたしました際に、警察が立ち
会うというような形が戦前に復活した
ような感じがするという御意見ござい
まして、私はこの点は初めて何うわけ
でございませう。終戦後だんだんよくな
りつつあるものと私は考えておりました
が、ただいまお話を伺いましたので、
さらに十分調査をいたしますると
ともに、この点は一段と注意を喚起
いたしたいと考えます。

○細田委員 法務省の当局に伺いたい
のですが、去る四月二十三日施行の県
會議員選挙において、茨城県行方郡麻
生町の水口賢明君が県會議員に立候補
して当選された。不幸にして当選され
た。というのは、水口君はその前の選
挙で、これは自分の選挙ではないが、
選挙違反をいたしましたとして、最高裁まで
持ち出したがとうとう有罪になつて罪
が確定した。最高裁には自分で出るわ
けではないので、自分の選挙権はある
かどうかというのを東京高等検察庁

に問い合せたところが、東京高等検察
庁では、選挙権は停止されていないとい
う回答をされた。従つて自分も安心
して立候補した。しかも六千七百有
余票、六千八百票という票を獲得され
た。ところが選挙された。ところが選挙
の午前一時ごろと私は聞いております
が、一時か二時ごろ、いや選挙権はな
いのだ、公民権は剝奪されているのだ
という高検からの回答で、従つてもう
すでにその日は投票の日に入つておる
ので、選挙人はいずれも知らないで水
口君に投票した。そして当選したとい
うが、それは無効の投票であるとい
うような断定を受けまして、次点者が繰
り上げになつたという事案があります
が、この点で、話に聞きますと、この
水口賢明君は土浦の裁判所支部で第一
審の判決を受けた。従つて土浦検察庁
が二十一日にこの問題を発見して、直
ちに高等検察庁に水口賢明君は公民権
剝奪のほうであるがどうかを問ひ
合せた。ところがどういふのか知らぬ
が二十三日に入つてしまつて、ようや
く投票無効というところまで追いま
れてしまつたというところを聞いていま
すが、これに対して法務当局ではどう
いう御報告を受けておられますか。

○井本政府委員 水口賢明氏に関する
選挙権存在の通知は、これは全般的に
申し上げまして私どもの手落ちでまこ
とに申しわけないということをやさ
わび申し上げておきます。
かようなことになりました経過を申
し上げますと、実は本年の四月二十二
日に水戸の地方検察庁の首席検事から
どうも水口氏の選挙権の問題につ
いて、立候補しておられるが、あれは選

挙権がないのに立候補しておられるの
ではないだろうかという疑問の点があ
るというこの照会がありまして、そ
れから私どもの方で直ちに高検の池田
検事を土浦支部に派遣いたしました。同
時に、この記録の調査をしたわけでご
ざいます。ところが私どもの方から潮
来町の役場に対する既決犯罪通知の際
に、これが選挙権ありという趣旨の通
知が出ておるのでありまして、記録上
はさうな通知をすべきものでないに
かかわらずかような通知が出ておると
いうことを、二十三日になつてよりや
く発見いたしました。役場その他に連
絡したということになるのでございま
す。

そこでこの犯罪通知がどのよう
にしてなされていくかという点を御説
明申し上げませんと、御納得がいか
ないと思ひますので、簡単に申し上げ
ますが、水口氏の方から自分選挙権
がないのかという趣旨の問ひ合せが
あつて、東京高等検察庁で水口氏に選
挙権がありというところを調査し
てお答え申し上げたものではありませ
んので、実は明治十四年、非常に古い通
牒でございませうけれども、司法卿の達
しというものがあつて、検察庁か
ら本人の本籍地の市町村役場に既決犯
罪通知というのを従来行つておしま
す。この通知をいたしますのは、選挙
法令に關しましては、結局選挙権の資
格の調査の際に、さうな選挙法で処
分を受けたかどうかというこの通知
をいたしますと非常に簡明でございま
すので、かようなことが一つの目的と
なつて通知が出ておるのでございま
す。元來選挙権の資格の有無というよ
うなことは、選挙管理委員会が決定す

べきものでございませうが、一応さう
な通知が出ておりますと選挙権があ
りというやうな認定をされるものと
もつともであると考えてのことでござ
います。この点につきましては、その後昭和
十年にも一部改正があり、さらに終戦
後にも通牒等の改正がありまして、現
在でも判決が確定いたしますと、確
定した地方検察庁から、その所轄の役
場の方に選挙権の有無について通知を
しておるのでございませう。ところが水
口氏の件につきましては、非常にふな
な屋がございまして、公職選挙法の二
百五十二條の趣旨を誤解いたしました
選挙権がないという通知をすべきにか
かわらず選挙権があるやうな趣旨の通
知をいたしてそのまゝになつておりま
したために、さうな間違ひが出たわ
けでございませう。この關係を扱いま
した者は浅井馨という屋でありまして、
もう数年前に東京高等検察庁をやめて
おるのでありますが、特にこの件に關
しまして何か特殊の關係があつてさ
うな間違ひした通知をしたのではない
かというところで、われわれといたしま
しても嚴重に取調べをいたしましたので
ありますが、本人が退職直前の多忙の際に
法規を誤解して、過失によつてさうな
通知をしたというやうな事情が判明し
たのでございませう。いづれにいたしま
しても、かような間違ひした通知をいた
しまして、選挙権のない方に選挙権が
あるというやうな誤解を起させて、選
挙運動をさせて相当の票數も上げたとい
うやうな結果になりましたことにつ
きましては、私どもといたしましては
何とも申しわけないわけでありまし
て、その後かような間違ひの通知が出
ないやうに嚴重に警告いたしますと

もに、各検察庁におきましてもいま一
度さうな間違ひがあるかないか、全
般的に調査させておりますやうな次第
であります。

○細田委員 伺うところによると、茨
城県下になら、なお他にも選挙権の停
止のあつた人に対して選挙権の停止の
通知がいつていないというやうな話を
聞くのですが、現在あなたの方でおわ
かりのもので、浅井馨とかいふ屋が
扱つて間違ひした通知を出しておるの
は、何件くらいあるのですか。

○井本政府委員 私どもの調べでは、
浅井が取り扱ひまして間違ひしたもの
がこのほかにもう一件あるやうに聞
いております。

○細田委員 これは官庁内の事務シ
ステムといひましようか何というか知
りませんが、選挙権のあるなしというこ
とはきつめて重大な問題で、数十万の
金を使つて当選、しかも無効というや
うなことであつてはならないのです
が、高等検察庁においては新米の屋
らにこのやうな仕事をやらしめておく
のですか、その点をお伺ひいたします。

○井本政府委員 その点につきま
しては、事務監督者の監督が非常にな
かつたのでありまして、従来あまりか
ような間違ひがなかつたので雇に全
般的にやらせましてあまり注意しなかつ
たというやうな点から、かような間違
ひが出たところからでございます。
○細田委員 選挙人名簿にはいづ
れに選挙権があるといつておつて、当該官
庁からさういふ通知を受けておる限り
は、選挙管理委員会においてもこれま
た一応は選挙権ありという認定のもと
にこれは扱われざるを得ない。さうす
るとこれははりっぱに立候補して、六千

とは、抽象的に私も御題旨の通り考えます。

○細田委員　これは個々のケースと言われるのですが、かりに五人の証人が呼ばれておつて、最初の人がちよつと来いというようなことで検事のそばへ呼びつけられて、そこへすわらされておりますと、その状況を法廷内で見たあとの証人は、間違つておつても断じて検事に対する供述は変えない。要は自由な心証を裁判所にまかしてしかるべきではないか。よほどのことがあつても法廷でこういうことをやるということとは、法廷の尊嚴をむしろ妨げるだけではないか。裁判の公正をも検事

自身が妨げることになると思う。かりにそういう偽証の罪が歴然としておるなら、あらためて法廷外で喚問して調べべきではないか、こう考えるのでございしますが、法務当局はどういうふうにお考えになっておりますか。

○井本政府委員　どうも具本内のごどう

いろいろなことになっておりますが、そのときのこと々々によつてきめなければならぬと思いますが、先ほども申し上げましたように、抽象的には法廷における証人の供述というものは自由にもこれを尊重しなければならぬと私も考え

〇〇高橋(禎)委員 近ごろ交通事故が頻りに起るに、不都合な事例でもございますれば、具体的に承わりまして、私の方でも善処したいと思っております。

〇世耕委員長 高橋禎一君。

近ごろ交通事故が頻りに起るに、人命の被害の多いこと、も甚だしい点について、非常

とはまことに遺憾であります。特に国鉄の事故はその規模も大きく、洞爺丸の沈没事故とか、あるいはまた先般の雲丸と第三号高丸衝突事件のごとき

は、一瞬にして実に百、千の人命を失うという、悲惨きわまりない結果を引き起したのであります。私はかかる事故の発生を防止するということはきわめて重要な問題である。私どもはこの問題と真剣に取り組みなければならぬと考えるのであります。そこで事故発生を防止するという方法については、いろいろの方法があると思いますが、その根本においてはやはり責任を明確にしてその責任を負わせる。すなわち行政上の責任あるいは刑事上の責任、民事上の賠償責任というものを明確にして、その責任をどこまでもとらしていくというところによって、従業者のい

わゆる綱紀を肅正して、そうして事故を防止することが必要である、こういうふうなことをおぼえておられるのであります。本日は紫雲丸と第三号高丸の衝突事件における民事上の慰謝料の支払いなり、あるいはその他の損害賠償請求に對する事項を中心として、当局にお尋ねいたしたいと思つておられます。そこでこれに関連いたしますので、第一に刑事局長にお尋ねをいたしますが、この紫雲丸の衝突事件については、刑事上の責任者を被疑者として捜査を遂行しておられるわけでありますが、現在の段階において、その捜査はどの程度まで進んでおられるか。その責任がすでに明確になつておられるかどうか、これをまず第一にお伺いいたしたいのであります。

○井本政府委員 お答えいたします。紫雲丸の沈没事件に關しましては、五月十三日の第三号高丸の船長三宅実、同船の首席航海士松崎敏、紫雲丸の二等航海士立岩正義、この三人を逮捕いたしましたして、引き続き五月十五日から

勾留を續けて現在なお取調べ中でございます。電報では大体調べも終結に近いので、近く現地から高松高等検察庁の検事長と主任の検察官が東京に上京いたしまして、事件の報告がたがた御指揮を受けるという通知が参つておりますので、ある程度結論が出ると考へる次第でございます。

○高橋(順)委員 この事件の刑事責任を明確にするということは、きわめて重要なことであることは申すまでもございせん。そこで検事総長はこの事件の捜査に當つて指揮をしておられるのであるかどうか、その点を第一にお伺いいたします。

次に私ども新聞記事等を見まして非常に遺憾に思ひ、痛恨の情さへわくわけでございますが、紫雲丸の乗組員のうち船員、職員ですが、六十名のうち五十八名が生きておられる。これは生存されたということについてはまことに喜ばしいことである。すなわち船長と運転士でありましたか航海士といふのですか、この二名の方が死亡されたのは非常に気の毒にたえませぬが、あと五十八名は生存しておられる。ところがその紫雲丸には修学旅行中の小学校その他の学童が乗船しておりました。それがために小学校の教師が自分の身を犠牲にして児童を救おうとして、確か数名の方がついにこの学童を助けようとして死亡されるに至つたという気の毒な結果がある。これをまずとくに、私は五十八名の生存された船員の方に對して一体刑事責任を明らかにするために捜査をしておられるのかどうか、この点をぜひともはつきりさせなければならぬという

気持がわいて参るわけでござい

ます。汽車にいたしましたも、またあ

いり連絡船等にいたしましたも、乗客

といたしましては、いわゆるその職務に従事しておられるすなわち職員の方々の誠実な職務の遂行によつて、事故は起らないであらうという信頼の上に立つておられます。また不幸にして事故が起つたというやうな場合においては、それは最善を尽して自分たちの生命身体は保護されるであらうという信頼の上に立つておられるわけであり

ます。また法律の制度全体から見ても、やはりそういう考へで私はできていると思つておられます。すなわち船員法の百二十八条の規定によりまして、まさに事故発生の際における船員の対処すべきことを義務づけておるの

のであります。すなわち船舶が事故のために危急の場合においては人命救助を船員の人たちはしなければならぬい。もしそれをしない場合においては刑罰をもつてこれを処置する

ことと規定してあるわけでありまして、またこの船舶から、船長の許可を得ないで離船することと許さぬ、こういうことも規定してある、もつともこのことだと思つておられます。乗客を顧みないで、ただ自分の生命の安全をはかるというこ

とは、遭難いたしましたして事故を起した船舶においては許さぬといふのが、法律の規定だと思つておられますが、檢察當局においては、この五十八名の生存しておられるところの船員の方々が、一体船長の許可を得て離船したものであるかどうかという点、あるいはまた人命の救助に對して最善の努力をされたものであるかどうかという点、もしそれが法律に違反しておるとすれば、これはその責任を明確にしなけれ

ばならぬと思ひますが、その点につ

いて捜査がされておるのであるかどうか、また捜査されようとしておるのであるか、あるいはこれを不問に付し去ろうとするのであるか、その点を一つお伺いいたします。

○井本政府委員 最初の、佐藤検事総長がこの紫雲丸沈没事件につきまして捜査の指揮をしたかどうかというお尋ねにまずお答え申し上げます。この事故が起きますと、非常にこの事件が重大であるという点にかんがみまして、最高檢察庁におきましては刑事部の佐藤一検事を五月十二日に現地に立たせまして、佐藤一検事を通過しまして検事総長はこの事件の指揮をとつてお

ります。それから第二点の、紫雲丸の生命の助かつた五十八名の船員が、船員法違反をやつておられるかどうかという点について捜査をしたか、その結論はどうかというお尋ねでございますが、その点につきまして現在われわれのところにはいまだ報告が何も参つておりませ

ん。しかしながらもしこの船員法所定の犯罪がありますれば、当然それも捜査の対象になるわけでありまして、現地の檢察庁におきましてはその点についても十分検討を加えたであらうといふことを申し添へます。

○高橋(順)委員 私ども新聞の記事なりあるいは船員法の規定を見ますと、一応犯罪の嫌疑がある、こういうふうに見られるのであります。刑事局長はすなわち考へて、そういうふうにごらんになるかどうか、そしてまたこれは指揮権發動をされるというところまでは参りませんでしようが、將來こういう問題は明確にしておかなければなら

ないと思ひますから、それらの点につ

いて十分なる措置をとられることを私は要望するものであります。次に今度は國鉄関係の方にお尋ねをいたしたいと思ひます。本日國鉄總裁の出席を求めましたところが、御病氣とかで出席がございせん。副總裁が国会においておられるということを開いておりましたが、それも何か会議中とかでおいでにならない。私は國鉄関係の事故発生に伴う損害賠償という問題は、これは冒頭にも申し上げましたように、きわめて重要な問題だと思つて

います。その意味におきまして本日總裁、副總裁の御意見を伺へないことを私ははなはだ遺憾に思つておられます。従ひまして、この方々に対する質問については、あるいは必要に応じて後日明らかにしなければならぬと思ひますが、本日營業局長等がおいでになつておりますから、まず營業局長にお尋ねをいたします。國鉄では、交通事故の発生、あるいは洞爺丸事件、紫雲丸事件というやうな事故の発生いた

しましたときに、被害者から、あるいはその他の慰謝料の請求なりあるいは損害賠償の請求者から請求を待つて、その問題を解決されようというのが原則であるか、あるいはまた國鉄當局から進んで慰謝料の支払い、損害を賠償するといふことをなされる積極的能動的な態度をおとりになるのを原則としていらつしやるのであるか、そのところをまずお尋ねいたしたいと思つてお

ります。

○廣沢説明員 事故におきまして死傷の方が生じたやうな場合におきましては、とりあえずお見舞いとか香典を差し上げるのでございまして、さらに賠

り

償とかいうような問題になりますと、その事故の責任の所在ということが問題になるのでございます。従いましてその責任が国鉄にあるということになりますれば、すぐこちらからその賠償の手続を進めてお支払いすることになります。なおこのたびの紫雲丸の事件につきましても、私どもは刑事上の問題、その他あるいは海難審判の方の調査を進めておりますが、それとは別個に私どももいたしましては、これはいずれにいたしましても国鉄側に責任があるという考えでございますので、目下その賠償等の手続、調査等を進めていこうと次第であります。

○高橋(順)委員 紫雲丸と第三号高丸との衝突事件については、これは民事的な関係において国鉄に責任がある。すなわち故意はないでしょうから過失があるんだというところをお認めになって、そういう態度でこの問題を解決する、そういう御意思でございますか。それはただいまそういうふうに向つたわけでありまして、すなわち海難審判所でのいかなる結論が出ようとも、目下檢察当局において捜査中の事件がかりにどのような結果になろうとも、民事責任のあることを認めて、そうしてこの問題を解決する、こういう御意見であるか、そこを明確にさせていただきたい。

○唐沢説明員 ただいまお話しのとおりでございます。民事上の責任ありと考へて、その方針で今手続をしております。

○高橋(順)委員 これは私もいろいろ調査研究してみまして、こういう事件の慰謝料の支払い、あるいは損害賠償をなさるといふことは、なかなか容易でないことを実はお察しするので、そこでやはり法律上筋の通つた明確な処置をとられなければならぬ。ところが法律的に考へてみると、いろいろ複雑な問題が起つてくるのであります。そこで紫雲丸事件については、国鉄当局においてはすでにその責任のあることを認めて、将来海難審判所の結果とか、あるいは裁判の結果等にとられることなく、民事責任を負う、これを果そう、こういうお考えであるわけですか。それで先ほどお尋ねいたしましてお答えがなかったのですが、一体いわゆる権利者の方から請求があつて、そうしてそれに対して支払いをするという、いわば受動的の態度であるか、むしろこちらから積極的に働きかけて解決をつけようという態度であるか、それをまずここで伺ひたい。

○鶴沢説明員 本件は、先ほど国鉄の營業局長からお話ございましたように、国鉄は民事上の責任をとらなければならぬ、またとるべきものだ、こういうことで進んでおります。そしてかかるような場合におきましては、被害者の御遺族の方から請求を待たないで、積極的ににお払いする、こういう考へで今戸籍謄本、それから収入ある方につきましましては、その御収入をいかほどおとりになつておるか、こういう点を調査しております。

○高橋(順)委員 そこで、積極的にこちらから一つ解決しようということになりますと、その事故の発生によつて、いわゆる慰謝料なり損害賠償の請求をなし得る権利者が、非常に多数ある場合があると思うのです。そういうことについて一々調査をされなければならぬと思つたのですが、権利者というのは大体どういふ権利者があるというふうにお考へになつて調査をしておられるか。いま一つは、その損害賠償等の額は、一体どういふ基本方針に従つて決定をすべきであるという御意見であるか、そこを……

○鶴沢説明員 第一点に、権利者の範囲をいかにするにきめるかというお尋ねがございましたが、これは相当むずかしいのでございますけれども、私どもは法律上の支払いをする。従いまして、権利者の範囲も法律上、言いかえますれば、本件の国鉄が加へました損害は、民法上の損害で、民法七百九条、七百十一条の請求権をだれが行使するか、こういうことで、七百十一条の方は民法上はつきりしておるが、七百九条の方の権利者は、いわゆる遺産相続になりますので、民法の遺産相続の請求権のある方を戸籍上によつて確定をすべく、今戸籍謄本を集めております。

それから第二段に、額はどういふのか。これは先ほど申し上げましたように、現在収入ある方につきましましては、その収入を基礎として損害賠償なり慰謝料等を考へなければなりません。その収入も調査がまだまとまつておりませんので、いかほどの額になるかといふことを、ここで申し上げられないことをはなはだ申しわけないと思つております。ただ漫然日を延ばしておるのではなくして、運輸委員会等におきましても、大臣は少くとも一カ月以内に支払いが開始できるように努力する、こういう基本のことを御説明申し上げ、われわれもその趣旨に従ひまして、何とか一カ月以内に調査を完了して、

て、そして額を計算いたしましたして御遺族の方々に御交渉したい、こういう考へを持っております。

○高橋(順)委員 請求権者といふのは、今の御説明では、まず本人という場合、これは死亡の場合もあります。傷害の場合もあります。それから死亡も傷害ももしないけれども、何しろ海の中にはより出されて救われるまでの間の、精神的な慰謝料ということもあるでしょうから、その点について非常な複雑な問題があるわけですか。そしてその間に、権利者といふことを法律の上から引き出して参りますと、本人なり、それから先ほどおつしやつたように、被害者の死亡の場合には、父母なりあるいは配偶者なり子なりというものがあつて、傷害それから傷害によらざるものといふことになる、これは本人といふことになるのでしようが、その死亡の場合においては、扶養の権利者といふものが、それが相当あるわけですか。こういう者については、一体お考へになつて調査していらつしやるのでありますか、そこを……

○鶴沢説明員 扶養の権利者と申すのは、普通の場合におきましては、七百九条の権利者であるか、あるいは七百九条の権利者と合致したものが原則でございます。ただ例外として、事実上の婚姻をなさつたけれども、まだ正式に法律上の婚姻をなさつていないという方がかりにあつたといふこともあれば、私どもの方の調べでは、なかなかその調べが困難でございますけれども、市町村、御近所等から、奥さんがおられるかどうか、奥さんは戸籍上の婚姻をされているかどうか、こういう点も

今調査しておりますけれども、具体的にまだ私どもの手元によつてこないの、そういう方々があるかどうかといふ点については、お答えいたしかねます。

○高橋(順)委員 この扶養を受ける権利を有する者といふのは、今おつしやつたように範囲の狭いものでないといふふうには私は思ふのです。それは七百九条の場合であります。被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ……

○鶴沢説明員 それは精神上の慰謝料であります。その父母なり、配偶者、子供が、七百九条の権利者とは合するのではなからうか、大体原則としては一致している、こういう御説明を申し上げたのであります。

○高橋(順)委員 一致しない場合が相当あると思つたのです。さらに続けてお尋ねいたしますが、八百七十七条の扶養の権利者の場合でありましたら、直系血族全部でしよう。それに兄弟姉妹、こういう者もやはり権利者である。そのほかにも、民法の規定によれば扶養権利者といふものがある。そういうことになると、七百九条によつて相続をする人、それから七百九条によつて精神的な慰謝料を請求し得る人よりは、扶養権利者といふものは非常に範囲が広くなると思ふ。こういうことも十分調査して、そしてそれを処置しなければ、賠償責任を果したということにはならないと思ふ。これはしかし非常に複雑なことです。よほど事務を促進されて調査をなさらぬと解決がつかないのじやないかと思ふから、そこをお伺ひするわけですか。あるいはそんなものはよりつておくのだ、ただ一応自分たちの方ではこれはと思ふものだけ解決

つけておけばそれでいいのだというお考えであるかどうか、そこなんです。

○鶴沢説明員 今お尋ねがございました、私どもの申しわけない事故によりまして現実に損害をこうむった人たちの場合において、民法上扶養の権利を持つておられるという方に対して損害賠償をなすべきものかどうか、これは相当疑問であると思いますけれども、私どもの考えとしては、その方々が現実には扶養を受けておられることになりまして、民法七百九条の、扶養権を私どもは侵害した、こういうことになりまして、民法上扶養権があるという方であつて、しかも現実には扶養を受けてないという方に対しては、私どもの考えとしては、損害賠償をお支払いする対象外の方だ、かように考えております。

○高橋(順)委員 今の鶴沢さんの答弁に関連して民事局長にお尋ねいたしますが、七百九条によつて損害賠償をなし得るのは、それを相続して請求をする人、これに支払をする、それから七百九条の被害者の父母、配偶者、子に対して、これも支払をする、ところが民法八百七十七条から八百八十一條の間に規定されておる扶養請求権者と申しますか、この人たちのついては、現実には扶養しておる場合には支払をすべきであるが、現実には扶養をしていないけれども、明日からでも扶養しなければならぬというふうな立場にあるものに對しては、これは支払をしないといふんだという解釈でこの問題を解決しようとしておられるが、こういうことは、法律の立場から見ると私どもは承服できないのです

が、局長はどういうふうにお考えになりますか、御説明願ひたい。

○村上(朝)政府委員 民法の規定によります扶養権者は、多くの場合多数あるわけでありまして、扶養義務者の方も多数あるというのが通例であります。その中のだれが扶養義務を現実には履行するかというところは、八百七十八条によりましてまず扶養義務者の間で協議をしてきめる。協議がまとまらないときは、扶養義務者の資力その他をいしやくいたしまして、家庭裁判所がきめるわけでありまして、この協議な家庭裁判所の審判によりまして扶養をなす者の順序がきまつた場合に、たとえば親を扶養する者として、第一順位に長男が扶養義務者であるというところがきまりました場合には、長男のみが扶養の任に當るわけでありまして、他の扶養義務者の扶養義務は現実的なものとなつてこないわけでありまして、ただいま鶴沢法務課長の言われた、その現実の扶養義務と言われたのも、その趣旨だろつと思つておられます。扶養を受ける権利を害せられたことによる損害賠償の請求をとれるかどうかという問題につきまして、ただいまの例で申しますと、長男が事故によつて死亡した、しかし次男が資力があつて、長男にかかつていかなつても、次男に扶養してもらへるという場合に、扶養を受けることは可能なのだから、損害賠償の請求権は発生しないという見解もあるものであります。一方、その場合にも損害賠償の請求権があるのであつて、長男の死亡によつて扶養を受ける権利を害せられたことを原因として損害賠償を受け、それで足りないときは第二順位の扶養義務者に扶養しても

らえるという両方あるわけでありまして、私どもは、第二順位の扶養義務者が扶養の資力があるかないかを問はず、第一順位の扶養義務者とされた人が死亡した場合、従来扶養されておつた被扶養者は、扶養を受ける権利の侵害による損害として賠償の請求をできるものと考えております。

○高橋(順)委員 そうしますと、この問題は訴訟でも起して確定しなければならぬ問題だといふふうに私どもは了解します。

ところで国鉄当局にお尋ねするのでありますが、行方不明のものがありまして、行方不明のものに対してはどういう処置をおとりになりますか。

○鶴沢説明員 行方不明は学童が一人、先生が一人、合計二名で、何とも申しわけないと思つております。この人たちに對しましては、私どもの方はもうおなくなりになったことは間違いないと思つておりますから、一般の死体がお上りになった方と同一の取扱ひをしたいと思ひます。ただ遺族の方々の方で、そういう場合に死亡の手続をどうするか、言いかえしますれば戸籍の手続をどうするのだ、こういうふうなお尋ねもございましたので、そういう方々に対しては戸籍法八十九條によりまして認定死亡の手続がありまして、この書類はこういうふうにして書くのだといふことを一応御参考までに申し上げておるわけでありまして、私どもは戸籍抹消の有無にかかわらず、一般の死体の上つた方と同一に取り扱ひたい、かように考えております。

○高橋(順)委員 今度は賠償の額の決定の方針の問題ですが、先ほどのお話しでは当時の収入なり、そういうものを調査してというお話でしたが、紫雲丸では学童なんか非常に数が多いようですが、学童等に対する賠償に關しては一体どういう基準でなさろうとするのですか。収入のある人についてはホフマン式の計算方法等で解決がつくと思ふのですが、そうでない無職の人、また将来就職するであろうことは、常識上当然見られてる学童等についてはどういふ態度をおとりになっておりますか。

○鶴沢説明員 お尋ねございました御収入のない方がなくなりました場合にいかように賠償を支払うか、この方式はいろいろ方法がございますが、私ども裁判所で出ます判例なり判決例を絶えず勉強しております。それで、やはり方といたしましては、七百九条の損害賠償を全然ゼロにいたしました、おなくなりになった御遺族の精神上的苦痛を、一般の御収入のある方より相當よく見てやる方法がございます。それから今先生が申されました、中学生でしたら、その中学生が卒業したならばどのくらいの賃金がもらえるだろう、こういう二年なり三年後の御卒業のときの収入を基礎としてホフマン式で計算する方法、それから最近の裁判所の判例を見ますと、毎月勤労統計の全国の勤労者の平均賃金を基礎といたしまして、その平均的年齢が二十五歳になつておられますと、公務員の給与とを平均いたしまして、おなくなりになった方が二十五歳になつたならば、全国平均の賃金と公務員の給与とを平均したものがもらえるだろう、これを仮定の収入としてやつてゐる例もあつた。私どもはそういう三つも四つものいろいろの例を参酌いたしまして、御遺族にできるだけいい方法をとつてやりたい、かように考えております。

○高橋(順)委員 この被害者側の方、すなわち請求権者の中にはいろいろな考えがあらひになると思ふのであります。すなわち国鉄の示されたその額に對して、それで満足される人もあり、それからそれでは承知しない、訴訟によつても請求しよう、こういうたよりな人もあるかもしれないと思ふのですが、そういうことになると、結果が非常に不均衡なことになるわけですが、それらについてはどのようなお考えをお持ちなのですか。

○鶴沢説明員 今回の紫雲丸についてはこれからの問題でございますが、過去私どもが取り扱ひました松木町事件、それから鶴野線、日暮里の事件、こういうものにつまして一番早く私どもの提案いたしました額で御納得を願ひました方に対しましては、もしもあとで私どもも交渉してこの人の額が上りました場合には、決して最初に御納得したからといって私の方は不利益な取扱ひはいたしません。こういう方法をやつております。それで松木町、日暮里、鶴野線の自動車事故、その他私どもの全責の事故におきましては、はなはだ何でございますけれども、いまだかつて訴訟に上つたことはないのでございます。国鉄で訴訟に上りますのは、国鉄の責めに歸すべき事由とそれから被害者の方にも幾らか責任があるのではなからうかという、一番いい例は踏み切り事故であります。これは割合に訴訟になつております。そうでない国鉄の全責で民事上全部お払いしな

ければならない、責任を全部かぶる事件につきましても、訴訟になった例がございせんので、ちょっと今回の事件で、訴訟になった場合とからざる場合との権衡をどうするか、こういう問題につきましても、おっしゃったよういのですけれども、おっしゃったような不公平な結果が起れば考え直さなければならぬ、かように考えております。

○高橋(順)委員 見舞金とかいう名義でさう出すとおっしゃった。また事実お出しになっておるようですが、これは洞爺丸事件その他、他の事故にもよくあることで私どもはその処置はまことにけっこうだと思つたのでありますが、国鉄当局では、見舞金というものは、法律上の性質をどうもいいますか、それについてはどういふ御見解でいらつしやるのですか。

○鶴沢説明員 私の方でお見舞金なり花輪料、香料、香典というものは、これは法律上の性格で申しますれば單純贈与であります。あの洞爺丸の閣議決定で十八歳をこえる者五十万円、十八歳以下の者三十万円、六歳以下の者については国鉄でしかるべく勘案しろといふこの五十、三十の額は、これは單純贈与ではございせん。これははつきり閣議の了解事項に書いてありますように、将来洞爺丸等の事故が国鉄の有責になった場合については、この額はそれととも国鉄が支払うべき損害賠償の一部または全部になる、こういう閣議決定でございまして、私どもの方で、駐留軍人を扱かしましてほとんどの方にお払いを完了しておりますけれども、その方々にはさういふ御趣旨の領収書と申しますか、それをいただきたい

ております。ですから洞爺丸の場合とは別でございましてけれども、さういふなぐて、今回五万円の総額の香典、地方局長から出しました一万円の香典、それから留守宅へのお見舞金、あるいは生存者に対するとりあえずのお見舞金、負傷者に対するとりあえずのお見舞金、こういうものは單純贈与でございまして。

○高橋(順)委員 先ほどちょっと申し上げましたが、この事故で死亡した、あるいはまた傷害を受けた、精神上の苦痛があつただけだ、こういうふうないろいろな段階があるわけですが、それを段階的に現に調査をなさつて、さうしてその賠償、慰謝の方法を講じよう、さういふような対策をやつていらつしやるのですか、どうですか。

○鶴沢説明員 お尋ねございましたような方針で今調査しております。

○高橋(順)委員 国鉄ではこの業務を監督する——民法でいいますと、第七百十五條の第二項ですが、使用者にかつて事業を監督する者もまた賠償の責任がある、さういふことになっておりますが、国鉄の總裁であるとか、あるいはまた局長であるとか、さういつたような、法人たる日本国有鉄道にかつて全業務の執行について監督をする人たちの賠償に關する責任が一体あるかないか、これは将来国鉄が賠償したような場合にはさういふ問題が起ると思つたのですが、さういふことについて御調査になっておるのかどうか。

○鶴沢説明員 七百十五條二項の場合の責任は、七百十五條一項におきまして使用者である国有鉄道——本件につ

きまして申し上げれば船長を雇つておる国有鉄道がもしも払わないような場合には、第二項においてさういふ人たちが払わなければならぬ損害賠償でございまして、不法行為をした本人なり、あるいはそれを使つておる国有鉄道、あるいは船長を監督しておるような人たちは、いずれも払うべき義務がありますけれども、そのうちだれでもが一人払いますれば、そこで損害賠償請求権が消滅する、さういふ考え方でございまして、国有鉄道といたしましては、国有鉄道が使用者の責任を感じましてお払いいたす方針でおります。またしなければならぬ、かように考へておりますので、七百十五條の二項の適用はないと考へております。

○高橋(順)委員 それは現実には、損害を賠償されれば請求権は消滅するでしようが、三項の求償権なんという規定があるでしよう。さういふことについて、事業の監督者というものはもう国鉄が払うのだからあとは知らぬ顔といふところに、部内の綱紀の問題に關連していろいろ考へなければならぬ問題があると思つたのです。すなわち監督者といふのは、どうも民事上の責任も、あるいは刑事上の責任も、あるいは行政上の責任も何だかぼやぼやとして明確にならないで済んでしまつていふやうなことが、私はよくないと思つたのです。が、今お話をよく、国鉄はほつておけばいいというお考えなんですか。

○鶴沢説明員 ほつておけばいいという御趣旨がさういふわけのすけれども、私どもの方では、本件の事故に對しまして海難審判所あるいは刑事事件等を勘案いたしますと同時に、これと並行して国有鉄道部に査問委員

会を設けまして、どういふ原因で起つたのか、それに対して監督者は平素さういふ監督をしておるか、さういふ点を調べまして、もし監督責任に欠けるところがありますれば、国有鉄道法上の監督者としての責任はとらう考へております。

○高橋(順)委員 これは民事局長にお尋ねするのですが、今の七百十五條の第三項に關連があると思つたのですが、使用者にかつて事業を監督する者は、使用者が払えばそれでいいのだ、さういふ問題にする必要はないのだ、しかし求償権の行使を妨げないといふのだから、責任があるかないかというところは、やはり今の場合でありましたら、国鉄当局ははつきりしておかなければならぬと思つたのですか。

○村上(朝)政府委員 七百十五條の三項の求償権は使用者が払つた場合に行爲者、本件の場合について申しますと船長に過失があつたとしますと、船長に對する求償権、それから使用者にかつて監督する者が払つた場合における監督者と不法行為者すなわち船長との間の求償關係であります。總裁なり副總裁が国鉄の業務を執行するに當りましては、もとより民法的な立場から見ましても、善良な管理者の注意義務をもつて業務を執行しなければならぬわけでありまして、この注意義務を怠つたといふことになりまして、国鉄の理事者としては、国鉄に對して損害賠償の責任が別途にあるわけでありまして。

○高橋(順)委員 時間がありませぬからこの問題はこの程度にしておきまして、洞爺丸事件の結末、あれの損害賠償に關する結末といふのは、さういふふうになつておるのか伺いたい。

○鶴沢説明員 あれは昨年の九月二十六日に起りました事件で、當時政府におきまして、あの責任の明確になるのは相当の日子がかかる、それではおなくなりなつた御遺族に申しわけない、さういふことで、先ほど申し上げました閣議了解もございまして、それで私どもはその線に従ひまして、各御遺族に對して、海難審判の結果をまたないとなつた事故が不可抗力であるか国有鉄道の責めに歸すべき事由によつて生じたものかわからない、従ひましてとらあえずはさういふ金額でござんべん願ひたい、将来国有鉄道の責めに歸すべき事由によつて生じたといふことが明確になりましたら、そのときにあらためて損害賠償をお払いいたします。さういふことになつておりました、海難審判はまだ一審國庭が係属中でございまして、この見通しが明確にいつごろきまるか、さういふ点は私海難審判の方の専門でないで、いつごろだといふことは、明確にお答えができませんのであります。

○高橋(順)委員 海難審判の結果によつて国鉄に責任があるといふことが明らかになればその際に賠償について具体的に考へる、もし責任が明らかにならなければ、さうすると、今のままではつておかれる、さういふ御趣旨であるかどうかといふこと、それから刑事局長に對しては、洞爺丸事件は犯罪の嫌疑をもつて捜査されておると思つたのですが、その結果はさうなつておるか、これをお尋ねいたします。

○鶴沢説明員 洞爺丸事件が海難審判の結果国有鉄道の責めに歸すべき事由でないといふことが判明いたしますれば、五十万円以下のお見舞金を持つて

いくとときに、はつきりそれで打ち切りだといふことは御了承願つて、その趣旨の請書みたいなものをいただいておきますので、私どもはそういう考えでおります。

○井本政府委員 洞爺丸事件の取調べの状況でございますが、関係人の供述等は全部終了いたしましたので、現在の状況では船体の浮揚を待ちまして船体の検査をするということが残っておりますが、それと海難審判の結果を参考にいたしまして結論を出すという段階でありまして、なお捜査継続中というところでございます。

○高橋(視)委員 今度は国鉄事故一般のことについてありますが、先ほどもお話がありましたように、訴訟はあまり係属していませんしやるのですが、それについて今調査しておれば、すぐ、もし資料が手元になければ後日でもいいのですが、国鉄の事故に関連して損害賠償の請求をめぐっての係争事件というものが、一体今どのくらいあるのか、捜査事件がどの程度であるか。そしてその時期等、相当長いものがありますが、時期等についての資料を提出していただきたいと思ひます。委員長からも要求していただきたいと考えます。と申しますのは、国鉄の事故事件について捜査等になるまでは、被害者は実に気の毒な事情があるのです。と申しますのは、これは国鉄の損害賠償に関する根本的な態度に関連して、制度上も研究してみることがあると私思ふのですが、賠償に關係する職務をなさる方から受ける印象は、何か非常に責任をのがれようとするために一生懸命のように見受けるのです。と申しますのは、死んだ人は死人に口

なし、取調べを受けるのはその事故を起したいわば加害者側の人の供述だけにより、しかもその人は専門家であるというふうなことから、どうも被害者の方が割が悪い場合が非常に多いと思ふのです。私は最近の交通事故の発生について、その被害を受けた人たちの気の毒な表情を見まして、特に学説等でも、もう高速度交通機関については無過失損害賠償をやるべきだ、こういうふうなことが強調されておる今日です。それから、まあ被害防止のために責任を明らかにしなければならぬという建前から、国鉄のごとき国の息のかかった事業は、やはり損害賠償等についても他の事業家の模範になるようなものでなければならぬと思ふのです。そういういしませんが被害者は、そういう事故それ自体が悲劇ですけれども、さらにそれに関連していろいろの悲劇が生まれてくる。そして相手国があるいは国の關係した事業ということになります。と、国に対する国民の觀念というものに非常に傷つけられていくということを憂慮いたしておるわけでありま

○唐沢説明員 まことにこういう事故によつておなくなりになった方、その他の犠牲を受けられた方、御遺族の

立場に立つてみますれば、直接の被害でなくて、将来にわたつても生活の設計なりその他がすっかりかわるというふうなことになるまして、まことに気が毒で、こういう方に対する賠償を一体どうするかという問題は、お話のように非常に大切な問題だと思ひます。何としまして、なくなつた命は帰らないわけでございますから、これを何かの方法によつて補わなければならぬといふことになるわけでございます。しかも国あるいは国に準ずるところでやりました場合には、その方々に対してできるだけのことをしなければならぬといふことは当然でございます。ただいまのお話のような無過失賠償といふような問題もございまして、あるいは額等につきましても、国などでそれをきめてやることも一つの方法かと思ひます。ただいまのところわれわれとしましてはそういうようなことになつておりますが、洞爺丸のときには特別に閣議であらう措置を講じられたのでございまして、一般の場合におきましてのそういう建前といふものもできておりませんので、われわれとしましては従来の例その他を勘案し、また今回の特殊な事情等も勘案いたしましてできるだけのことをするといふことではないかといふふうに考へております。

○高橋(視)委員 先ほど資料を要求いたしました、その中にいま一つこういうことを加えていただきたいのです。検査当局で捜査をして、すなわち鉄道職員に過失があるとして起訴をしている。ところがその損害の賠償を求めると、それについても責任がないといつて争つておられるような事件があると聞いておりますが、そういう事件も一つ御調査をやつて御報告願ひたいと思ふのであります。そこで私はすべて国鉄関係の事故発生による損害の賠償については、迅速に適正にこの問題を解決されるように当局に要望いたしまして、質問を終わります。

○世耕委員長 高橋委員から今当局に要求いたしました資料は、なるべくすみやかに当委員会へ御提出していただくよう重ねて要望いたします。本日はこの程度で散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時二十四分散会

昭和三十年六月二日印刷

昭和三十年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局